

教育委員会定例会日程

令和5年(2023年)12月20日

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議事録署名委員の決定

4 報告事項

(1) 学校給食調理業務について (資料1 保健給食課)

(2) 酒匂中学校テニスコートにおける出火について (資料3 教育指導課)

5 議事

日程第1

議案第33号 小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
について (生涯学習課)

日程第2

議案第34号 小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
(図書館)

日程第3

議案第35号 令和6年度教育指導の重点について (教育指導課)

日程第4

議案第36号 小田原市新しい学校づくり推進基本方針の策定について
(教育総務課)

日程第5

議案第37号 小田原市新しい学校づくり検討委員会規則の一部を改正する規
則について (教育総務課)

日程第6

議案第38号 小田原市新しい学校づくり検討委員会委員の委嘱について
(教育総務課)

日程第7

報告第5号 事務の臨時代理の報告 (小田原市常勤の特別職職員の給与に関

する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例) について (教育総務課)

6 協議事項

(1) 小田原市高等学校等奨学金の支給について【非公開】(資料2 教育指導課)

7 閉 会

学校給食調理業務について

1 経緯

- (1) 令和5年(2023年)11月8日に、学校給食調理業務の受託事業者から同年12月末での給食事業撤退の申出があった。
- (2) 本市では、事業を遂行することが困難とみられる事由と判断し、12月21日限りで当該受託事業者との契約を解除とした。
- (3) 令和6年(2024年)1月から3月までの給食提供については、緊急的な対応として、本市で給食調理業務の受託実績のある事業者のうち事業の引継ぎが可能と申出のあった複数事業者による見積合わせを行い12月4日に契約を締結した。
- (4) 令和6年4月以降の給食調理業務については、今後入札を行い契約の締結に向けて事務を進めいく。

2 撤退の申出をした事業者

株式会社 寿食品（神奈川県相模原市中央区星が丘3丁目8番16号）

3 対象校

学校名	契約期間
小田原市立町田小学校	令和3年(2021年)2月25日から
小田原市立下府中小学校	令和6年(2024年)3月31日まで
小田原市立足柄小学校	令和4年(2022年)4月1日から
小田原市立芦子小学校	令和7年(2025年)3月31日まで

酒匂中学校テニスコートにおける出火について

令和5年12月11日（月）に、小田原市立酒匂中学校テニスコートにおいて、出火による被害がありましたので報告します。

1 発生場所

小田原市立酒匂中学校のテニスコート

住所：小田原市酒匂3-4-1

2 発生日時

令和5年12月11日（月）18時30分頃

3 経過

令和5年12月11日（月）18時31分、近隣の方が出火を確認し119番通報がある。

学校職員が消火器で初期消火していた時に消防隊が到着し、19時06分に鎮火。

同時刻頃、小田原警察も現場に到着し、鎮火後に周囲の確認をしたが、夜間で詳細について把握できなかったため、12日（火）6時30分に校長と教頭が立会いのもと警察・消防が現場検証を行った。

4 被害内容

審判台 1台（鉄骨部分は残っているが、焦げており使用不可の状態）

防球ネット 2枚（焼失）

延焼範囲 松の木…5本にわたり延焼している。表面が黒くなっている。

下草 …約80m²の延焼

その他の被害として、テニスコートのネットが3枚破損していたが、出火との関連は不明

5 被害額 不明

6 学校の対応

11日（月）21時、保護者連絡配信システムにより、全家庭に火災の発生を通知

12日（火）登校後、全校集会を開き生徒に状況を報告

7 関連する可能性のある事項

12月8日（金）朝、同テニスコートのネットが3枚切られており、学校は同日夕方、警察に被害届を提出している。

議案第 33 号

小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について
小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について、議決を
求める。

令和 5 年 12 月 20 日提出

小田原市教育委員会
教育長 柳 下 正 祐

小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市生涯学習センター条例施行規則（平成19年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表を次のように改める。

1 センター本館器具使用料

設備名等		時間区分	金額	備考
舞台照明設備	フットライト	午前・午後 ・夜間各1 回	円 200	1灯
	ロア Horizont ライト		750	1列
	ボーダーライト		750	1列
	サスペンションスポットライト		80	1灯
	アッパー Horizont ライト		750	1列
	サイドスポットライト		80	1灯
	シーリングスポットライト		80	1灯
	ピンスポットライト		300	1灯
	スポットライト		80	1灯
	カラーソースパーライト		200	1灯
	エリプソイダルスポットライト		200	1灯
	デュアルゴボローテーター		200	1台
	ミラーボール		200	1台
	Aセット（音楽会等用）		5,000	1セット
	Bセット（講演会、式典、映画会等用）		4,000	1セット
	Cセット（演奏会等用）		5,000	1セット
Dセット（歌謡、演劇等用）	8,000	1セット		
所作台		5,000	1式	
能舞台セット		5,000	1式	
金びょうぶ		1,000	1式	
グランドピアノ		2,000	1台	

ホール ・舞台 用設備	拡声装置（マイクロホン付き）	午前・午後 ・夜間各1 回	3,000	1式
	ワイヤレスマイクロホン		1,000	1本
	CDプレーヤー		500	1台
	テープレコーダー		500	1台
	コンセント		200	1.5キロ ワットまで ごと
上記以 外の施 設用設 備	マイクロホンセット	午前・午後 ・夜間各1 回	500	1式
	ワイヤレスマイクロホンセット		650	1式
	ピアノ		500	1台
	カラオケセット		500	1式
	テレビジョン・ビデオデッキセ ット		500	1式
	ガステーブル		200	1台
	コンセント		100	1口
	七宝電気炉	200	1台	
電気炉	1時間	400	1台	

備考 この表において午前・午後・夜間の区分は、次のとおりとする。

- (1) 午前 午前9時から正午まで
- (2) 午後 午後1時から午後5時まで
- (3) 夜間 午後6時から午後9時30分まで

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

〔改正理由〕

生涯学習センター本館の舞台照明器具のLED化による更新等に伴い、当該器具の使用料を定める等のため改正する。

〔内 容〕

1 器具使用料の設定（別表第2関係）

生涯学習センター本館における器具の新設及び更新に伴い、次のように使用料を定めることとする。

設備名等		時間区分	金額	備考
舞台照 明設備	フットライト	午前・午後 ・夜間各1 回	円 200	1灯
	アッパーホリゾンライト		750	1列
	ピンスポットライト		300	1灯
	カラーソースパーライト		200	1灯
	エリプソイダルスポットライト		200	1灯
	デュアルゴボローテーター		200	1台
	Aセット（音楽会等用）		5,000	1セット
	Bセット（講演会、式典、映画会等用）		4,000	1セット
	Cセット（演奏会等用）		5,000	1セット
	Dセット（歌謡、演劇等用）		8,000	1セット
ホール ・舞台 用設備	コンセント	午前・午後 ・夜間各1 回	200	1.5キロ ワットまで ごと
上記以 外の施 設用設 備	マイクロホンセット	午前・午後 ・夜間各1 回	500	1式
	ワイヤレスマイクロホンセット		650	1式

2 器具の廃止等に伴う措置（別表第2関係）

生涯学習センター本館における次の器具の廃止等に伴う使用料の規定の整理を行うこととする。

舞台照明設備	天反ライト
	フットスポットライト
	スポックス
	ストリップライト
	エフェクトマシーン
	ファイアーエフェクト
	オーロラマシン
	オーバーヘッドマシン
ホール・舞台用設備	反響板
	16ミリ映写機
	スライド映写機
	ビデオプロジェクターセット
上記以外の施設用設備	電子オルガン
	16ミリ映写機
	オーバーヘッドプロジェクター
	大会議室展示用照明設備

[適用]

令和6年3月1日

小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市生涯学習センター条例施行規則（平成19年小田原市教育委員会規則第3号）（抄）

改 正 後				改 正 前					
別表第2（第5条関係）				別表第2（第5条関係）					
1 センター本館器具使用料				1 センター本館器具使用料					
	設備名等	時間 区分	金額	備 考		設備名等	時間 区分	金額	備 考
舞 台	フットライト		円 200	1 灯		フットライト		円 300	1 列
	ロア Horizont ライト		750	1 列		ロア Horizont ライト		750	1 列
	ボーダーライト		750	1 列		ボーダーライト		750	1 列
	サスペンション スポットライト		80	1 灯		サスペンション スポットライト		80	1 灯
	アッパー Horizont ライト		750	1 列		アッパー Horizont スポットライト		750	1 列
	サイド スポットライト		80	1 灯		サイド スポットラ イト		80	1 灯
	シーリング スポット ライト		80	1 灯		シーリング スポッ トライト		80	1 灯
	ピン スポットラ イト		300	1 灯		HMI ピンスポ ットラ イト		300	1 灯
	スポット ライト		80	1 灯		天反 ライト		400	1 式

照明設備	カラーソースパ ーライト	午前 ・午 後・ 夜間 各1 回	200	1 灯	舞 台 照 明	スポッ ト ラ イ ト	500ワッ ト	40	1 灯
	エリプソイダ ルス ポ ット ラ イ ト		200	1 灯			1キ ロ ワ ッ ト	80	1 灯
	デュアルゴボ ロー テ ー ター		200	1 台			2キ ロ ワ ッ ト	150	1 灯
	ミラーボール		200	1 台		フットスポ ットラ イ ト	40	1 灯	
	Aセット（音 楽 会 等 用）		5,000	1 セ ッ ト		スポ ック ス	午前 ・午 後・ 夜間 各1 回	40	1 灯
	Bセット（講 演 会 、 式 典 、 映 画 会 等 用）		4,000	1 セ ッ ト		スト リ ッ プ ラ イ ト		100	1 式
	Cセット（演 奏 会 等 用）		5,000	1 セ ッ ト		エフ ェ ク ト マ シ ー ン		200	1 台
	Dセット（歌 謡 、 演 劇 等 用）		8,000	1 セ ッ ト		フ ァ イ ア ー エ フ ェ ク ト		200	1 台
	所作台		5,000	1 式		オー ロ ラ マ シ ン		200	1 台
	能舞台セット		5,000	1 式		オー バ ー ヘ ッ ド マ シ ン		200	1 台
			ミ ラ ー ボ ー ル	200	1 台				
			Aセ ッ ト （ 反	サイ ド ス ポ ッ ト ラ イ ト					

ホール・舞台用設備	金びょうぶ		1,000	1式	設備	響板使用の音楽会等用)	シーリングスポットライト	2,000	1セット
	グランドピアノ		2,000	1台					
	拡声装置 (マイクロホン付き)		3,000	1式			天反ライト		
	ワイヤレスマイクロホン	午前・午後・夜間各1回	1,000	1本			ボーダーライト		
	CDプレーヤー		500	1台		Bセット (講演、式典、映画会等用)	サスペンションスポットライト	4,000	1セット
	テープレコーダー		500	1台			サイドスポットライト		
	コンセント		200	1.5キロワットまでごと		シーリングスポットライト			
上	マイクロホンセット		500	1式		ロアホリゾン			
	ワイヤレスマイクロホンセット		650	1式		トライト			
	ピアノ		500	1台		ボーダーライト			

記 以 外 の 施 設 用 設 備	カラオケセット	午 前 ・ 午 後 ・ 夜 間 各 1 回	500	1 式	Cセッ ト(カ ラー照 明を使 用する 歌謡、 演劇等 用)	サスペ ンショ ンスポ ットラ イト アッパ ーホリ ゾン トライ ト H M I ピン スポット ライ ト スポッ トライ ト 照 明 マ シ ン カ ラ ー シ ー ト	8,000	1 セ ッ ト
	テレビジョン・ビ デオデッキセット		500	1 式				
	ガステーブル		200	1 台				
	コンセント		100	1 口				
	七宝電気炉		200	1 台				
	電気炉	1 時 間	400	1 台				
	反響板		3,000	1 式				
	所作台		5,000	1 式				
	能舞台セット		5,000	1 式				
	金びょうぶ		1,000	1 式				

ホール・舞台用設備	グランドピアノ	午前・午後・夜間各1回	2,000	1台
	拡声装置（マイクロホン付き）		3,000	1式
	ワイヤレスマイクロホン		1,000	1本
	CDプレーヤー		500	1台
	テープレコーダー		500	1台
	16ミリ映写機		1,500	1台
	スライド映写機		800	1台
	ビデオプロジェクターセット		1,100	1式
	コンセント		200	1口
大会議室拡声装置（マイクロホン付き）		500	1式	
ワイヤレスマイクロホン		650	1本	
ピアノ		500	1台	
電子オルガン		300	1	

備考 (略)

備考 (略)

上記以外の 施設用設備			台
	カラオケセット	午前 ・午後 ・夜間 各1回	500 1式
	テレビジョン・ビデオデッキセット		500 1式
	16ミリ映写機		500 1台
	オーバーヘッドプロジェクター		300 1台
	ガステーブル		200 1台
	コンセント		100 1口
	大会議室展示用照明設備	1日	300 1式
	電気炉	1時間	400 1台
	七宝電気炉	午前 ・午後 ・夜間 各1回	200 1台

議案第 34 号

小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

令和 5 年 12 月 20 日提出

小田原市教育委員会
教育長 柳 下 正 祐

小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市図書館条例施行規則（平成6年小田原市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 貸出券の交付を受けたものは、別に定めるところにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）により図書館資料の貸出しを受けるための登録をすることができる。この場合において、当該登録をされた個人番号カードは、貸出券とみなす。

第6条中「前条」を「前条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。

小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

図書館の利便性の向上を図る観点から、図書館資料の貸出しに個人番号カードを利用することができるようにするため改正する。

[内 容]

貸出券の交付を受けた者は、別に定めるところにより、個人番号カードの図書館資料の貸出しを受けるための登録をすることができることとする。(第5条関係)

[適 用]

令和 6 年 2 月 1 日

小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市図書館条例施行規則（平成6年小田原市教育委員会規則第8号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>(貸出券の<u>交付等</u>)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 貸出券の交付を受けたものは、別に定めるところにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）により図書館資料の貸出しを受けるための登録をすることができる。この場合において、当該登録をされた個人番号カードは、貸出券とみなす。</u></p> <p>(貸出しの手続)</p> <p>第6条 <u>前条第1項</u>の規定により貸出券の交付を受けたものが、図書館資料等の貸出しを受けようとする場合は、貸出券を提示しなければならない。</p>	<p>(貸出券の<u>交付</u>)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(貸出しの手続)</p> <p>第6条 <u>前条</u>の規定により貸出券の交付を受けたものが、図書館資料等の貸出しを受けようとする場合は、貸出券を提示しなければならない。</p>

議案第 35 号

令和 6 年度教育指導の重点について

令和 6 年度教育指導の重点について、議決を求める。

令和 5 年 12 月 20 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐

学校教育における
目指す子どもの姿 未来を創るたくましい子ども

小田原市教育振興基本計画 (令和5年度～令和9年度)

基本目標

一人ひとりの命を尊重し、
豊かに伸ばす自分づくり

地域ぐるみで取り組む
教育環境づくり

多様性を認め、生かしていく
教育のまちづくり

生涯学び、活躍する
社会を築く環境づくり

基本姿勢

誰ひとり取り残さない学びの推進

地域資源を生かした学びの推進

公民連携による学びの推進

おだわらっ子の約束の普及と実践

- 施策の展開
- 1 社会教育
 - 2 家庭教育支援
 - 3 幼児教育・保育
 - 4 学校教育・
地域とともにある学校
 - 5 学びの環境整備

※学校教育は、特に4を中心に重点施策を展開

令和6年度 教育指導の重点 (目指す姿と方向性)

学ぶ力

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるとともに、「指導と評価の一体化」を図ります。
身に付けた知識や技能を使い、対話や体験を取り入れながら、生涯にわたって学び続けられる取組を推進します。

- ・日々の学習指導や学習評価において、子ども一人ひとりを適切に見取り、伸ばす評価(点から線の評価)を実践します。★
- ・「主体的・対話的で深い学びの実現」、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けた指導の工夫・改善のため、エビデンス(全国学力・学習状況調査やステップアップ調査)に基づく授業改善に努めます。
- ・小田原の豊かな素材を教材とした、探究的・創造的な学びを推進します。中学校の総合的な学習の時間では、「小田原版STEAM教育」の実践を進めます。
- ・積極的な授業公開に努めるとともに、授業研究や学習の成果を発信・共有します。
- ・デジタル教科書や学習支援ソフトなど、ICTを積極的に授業に導入します。
- ・国際社会で活躍する資質・能力の育成のため、多文化理解教育や外国語教育を推進します。

豊かな心

文化・芸術に触れ、本物に出会い、体験することで、感性を育むとともに、個性や多様性を尊重し、他人を思いやるなど、豊かな人間性と社会性を育む取組を推進します。

小田原の自然や産業、文化、芸術、スポーツなど【こと】や【もの】との関わりをと おして豊かな人生を歩む力を養います。

- ・教育活動全体を通じて、生命の尊さや人権を尊重する態度の育成を目指した、人権教育を推進します。★
- ・「特別の教科/道徳」を要として、教育活動全体を通して道徳教育を推進します。
- ・インクルーシブ教育の視点から、支援教育の充実を図るとともに全ての子どもができるだけ同じ場で学ぶ環境を整えます。
- ・子ども一人ひとりに寄り添った支援を心がけ、保護者や関係機関と連携した組織的な相談・支援体制を構築します。
- ・発達支持的な生徒指導の充実を図り、不登校やいじめ、問題行動等の未然防止、早期対応に組織的に取り組みます。

社会力の育成

～子どもたち一人ひとりが充実した人生を送り、
より良い地域社会を創るために～

健やかな体

ライフステージに応じたスポーツ活動や食育を推進し、未病の改善や健康寿命の延伸を図りながら、心身ともに健康で安全な生活を実現するための学びの機会を提供します。
生涯を通じて運動やスポーツに関わろうとする態度や、食事・運動・睡眠など健康で安全な生活を自ら営むための知識や生活習慣を身に付けた児童生徒の育成を目指します。

- ・防災・防犯・交通安全・熱中症防止・感染症対策など、常に子どもの命と安全を最優先に考えます。★
- ・「新体力テスト」に基づき、健康の大切さを実感し、運動の楽しさや喜びを味わわせることができる体育授業の改善や、スポーツ活動等の充実を図ります。
- ・定期的な安全点検を実施し、安心・安全な学校づくりを推進します。
- ・地場産物や郷土の食文化を継承した給食を生きた教材として、食育の充実に取り組みます。
- ・中学校の部活動については、国の方針等を踏まえ、生徒の活動を確保できるような部活動の在り方について検討します。

関わる力

様々な交流や体験を通じて、ひとが多様な関わり合いの中で自立し、他者と協働することで、生涯にわたって生き抜く力の育成を推進します。

学級や学年を超えた仲間や地域など【ひと】との関わりをと おして、自己肯定感をもち、互いの良さを認め、高め合う力を育みます。

- ・小田原の豊かな自然や産業、伝統文化に関心を持ち、社会に主体的に参画しようとする態度の育成を目指します。★
- ・教育課程全般にわたり、【ひと・こと・もの】と関わる機会を創出します。特に、学校行事では、体験的な学びを重視します。
- ・スクールボランティア活動を推進し、保護者・地域との関わり方の充実を図ります。
- ・体験的な学びをと おした、福祉教育や環境教育の充実にも努めます。
- ・自分を守る実践力と支援者としての意欲を高める、防災教育の充実に取り組みます。

「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、「カリキュラムマネジメント」の充実を図ります。
家庭や地域と連携協力し、一体となって子どもの健やかな成長を図るために、地域とともにある学校づくりを推進します。
各校の実態に応じて、全ての子どもができるだけ同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育を推進します。

※各校では★の取組を学校評価の共通項目として設定します。

教職員の資質・能力の向上

教職員一人ひとりが自己研鑽するとともに、「チーム学校」として互いに学び合い、高め合いながら、それぞれの資質・能力の向上を図ります。子どもの学びと育ちを一番に考え、行動する、「組織人」としての意識の高い教師集団を形成します。
・OJTによる人材育成を推進します。

- 教育への熱意を持った教師 一人ひとりを共感的に理解し、伸ばしていこうとする姿勢、仕事に対する責任感や情熱がある
- 豊かな人間性を備えた教師 豊かな人権感覚を持ち、個人としても充実した生活を送っている
- 組織人として機能する教師 切磋琢磨し高め合うとともに、「チーム学校」として取り組む職員組織を形成することができる

働き方改革推進

教職員が心身ともに充実して子どもたちと向き合うために、教職員研修の充実および職場環境・働き方の改善を目指します。

- ・在校等時間管理システムを活用した見える化等により、働き方改革を推進します。
- ・ICTの活用による業務負担軽減を図ります。
- ・教職員の行うべき業務を明確化し、スクールサポートスタッフ等の有効な活用を進めます。

学校教育における 未来を創るたくましい子ども 目指す子どもの姿

小田原市教育振興基本計画 (令和5年度～令和9年度)

基本目標

一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばす自分づくり

地域ぐるみで取り組む教育環境づくり

多様性を認め、生かしていく教育のまちづくり

生涯学び、活躍する社会を築く環境づくり

基本姿勢

誰ひとり取り残さない学びの推進

地域資源を生かした学びの推進

公民連携による学びの推進

おだわらっ子の約束の普及と実践

- 施策の展開
- 1 社会教育
 - 2 家庭教育支援
 - 3 幼児教育・保育
 - 4 学校教育・地域とともにある学校
 - 5 学びの環境整備

※学校教育は、特に4を中心に重点施策を展開

令和6年度 教育指導の重点 (目指す姿と方向性)

学ぶ力

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるとともに、「指導と評価の一体化」を図ります。身に付けた知識や技能を使い、対話や体験を取り入れながら、生涯にわたって学び続けられる取組を推進します。

- ・日々の学習指導や学習評価において、子ども一人ひとりを適切に見取り、伸ばす評価(点から線の評価)を実践します。★
- ・「主体的・対話的で深い学びの実現」、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けた指導の工夫・改善のため、エビデンス(全国学力・学習状況調査やステップアップ調査)に基づく授業改善に努めます。
- ・小田原の豊かな素材を教材とした、探究的・創造的な学びを推進します。中学校の総合的な学習の時間では、「小田原版STEAM教育」の実践を進めます。
- ・積極的な授業公開に努めるとともに、授業研究や学習の成果を発信・共有します。
- ・デジタル教科書や学習支援ソフトなど、ICTを積極的に授業に導入します。
- ・国際社会で活躍する資質・能力の育成のため、多文化理解教育や外国語教育を推進します。

豊かな心

文化・芸術に触れ、本物に出会い、体験することで、感性を育むとともに、個性や多様性を尊重し、他人を思いやるなど、豊かな人間性と社会性を育む取組を推進します。

小田原の自然や産業、文化、芸術、スポーツなど【こと】や【もの】との関わりをとおして豊かな人生を歩む力を養います。

- ・教育活動全体を通じて、生命の尊さや人権を尊重する態度の育成を目指した、人権教育を推進します。★
- ・「特別の教科 道徳」を要として、教育活動全体を通して道徳教育を推進します。
- ・インクルーシブ教育の視点から、支援教育の充実を図るとともに全ての子どもができるだけ同じ場で学ぶ環境を整えます。
- ・子ども一人ひとりに寄り添った支援を心がけ、保護者や関係機関と連携した組織的な相談・支援体制を構築します。
- ・発達支持的な生徒指導の充実を図り、不登校やいじめ、問題行動等の未然防止、早期対応に組織的に取り組みます。

社会力の育成

～子どもたち一人ひとりが充実した人生を送り、より良い地域社会を創るために～

健やかな体

ライフステージに応じたスポーツ活動や食育を推進し、未病の改善や健康寿命の延伸を図りながら、心身ともに健康で安全な生活を実現するための学びの機会を提供します。生涯を通じて運動やスポーツに関わろうとする態度や、食事・運動・睡眠など健康で安全な生活を自ら営むための知識や生活習慣を身に付けた児童生徒の育成を目指します。

- ・防災・防犯・交通安全・熱中症防止・感染症対策など、常に子どもの命と安全を最優先に考えます。★
- ・「新体力テスト」に基づき、健康の大切さを実感し、運動の楽しさや喜びを味わわせることができる体育授業の改善や、スポーツ活動等の充実を図ります。
- ・定期的な安全点検を実施し、安心・安全な学校づくりを推進します。
- ・地場産物や郷土の食文化を継承した給食を生きた教材として、食育の充実に取り組みます。
- ・中学校の部活動については、国の方針等を踏まえ、生徒の活動を確保できるような部活動の在り方について検討します。

関わる力

様々な交流や体験を通じて、ひとが多様な関わり合いの中で自立し、他者と協働することで、生涯にわたって生き抜く力の育成を推進します。学級や学年を超えた仲間や地域など【ひと】との関わりをとおして、自己肯定感をもち、互いの良さを認め、高め合う力を育みます。

- ・小田原の豊かな自然や産業、伝統文化に関心を持ち、社会に主体的に参画しようとする態度の育成を目指します。★
- ・教育課程全般にわたり、【ひと・こと・もの】と関わる機会を創出します。特に、学校行事では、体験的な学びを重視します。
- ・スクールボランティア活動を推進し、保護者・地域との関わり方の充実を図ります。
- ・体験的な学びをとおした、福祉教育や環境教育の充実にも努めます。
- ・自分を守る実践力と支援者としての意欲を高める、防災教育の充実に取り組みます。

「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、「カリキュラムマネジメント」の充実を図ります。家庭や地域と連携協力し、一体となって子どもの健やかな成長を図るために、地域とともにある学校づくりを推進します。各校の実態に応じて、全ての子どもができるだけ同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育を推進します。

※各校では★の取組を学校評価の共通項目として設定します。

教職員の資質・能力の向上

教職員一人ひとりが自己研鑽するとともに、「チーム学校」として互いに学び合い、高め合いながら、それぞれの資質・能力の向上を図ります。子どもの学びと育ちを一番に考え、行動する、「組織人」としての意識の高い教師集団を形成します。OJTによる人材育成を推進します。

- 教育への熱意を持った教師 一人ひとりを共感的に理解し、伸ばしていこうとする姿勢、仕事に対する責任感や情熱がある
- 豊かな人間性を備えた教師 豊かな人権感覚を持ち、個人としても充実した生活を送っている
- 組織人として機能する教師 切磋琢磨し高め合うとともに、「チーム学校」として取り組む職員組織を形成することができる

働き方改革推進

教職員が心身ともに充実して子どもたちと向き合うために、教職員研修の充実および職場環境・働き方の改善を目指します。

- ・在校等時間管理システムを活用した見える化等により、働き方改革を推進します。
- ・ICTの活用による業務負担軽減を図ります。
- ・教職員の行うべき業務を明確化し、スクールサポートスタッフ等の有効な活用を進めます。

議案第36号

小田原市新しい学校づくり推進基本方針の策定について

小田原市新しい学校づくり推進基本方針の策定について、議決を求める。

令和5年12月20日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐

小田原市新しい学校づくり推進基本方針
(案)

令和5年(2023年) 12月
小田原市教育委員会

目次

第1章 「新しい学校づくり推進基本方針」とは

- 1 「新しい学校づくり推進事業」の位置付け……………1
- 2 基本方針策定の目的と構成……………2
- 3 検討経過……………3

第2章 社会情勢の変化と学校教育の方向性

- 1 社会情勢の変化……………4
- 2 新しい時代の学校教育の姿……………4

第3章 本市が目指す教育の姿

- 1 社会力の育成……………6
- 2 本市が目指す学校教育……………7
- 3 目指す姿の実現に向けた基本的な考え方……………7

第4章 本市が目指す教育の姿を体現する「新しい学校」

- 1 「新しい学校」とは……………8
- 2 「10年後の新しい学校」のイメージ……………8

第5章 「新しい学校づくり」を実現するための検討事項

- 1 学校における学び……………11
 - (1)インクルーシブ教育……………11
 - (2)地域資源を生かした学び……………14
 - (3)デジタルを活用した学び……………16
- 2 学校と地域との関係……………18
 - (1)学校運営への参画……………18
 - (2)地域の防災機能……………21
 - (3)他の施設との複合化……………23
- 3 学校のマネジメント……………26
 - (1)教職員の配置と働く環境……………26
 - (2)学校施設の整備と管理……………28
 - (3)学校運営費と整備費……………33
- 4 学校配置の考え方……………37
 - (1)学びの規模……………37
 - (2)学校配置の方策……………42

5 実現に向けたプロセス	45
(1)多様な主体との合意形成	45
(2)庁内の検討体制	47

第6章 今後の検討に向けて

1 「新しい学校づくり推進基本計画」とは	48
2 「新しい学校づくり施設整備指針」とは	49
3 今後のスケジュール	49

参考

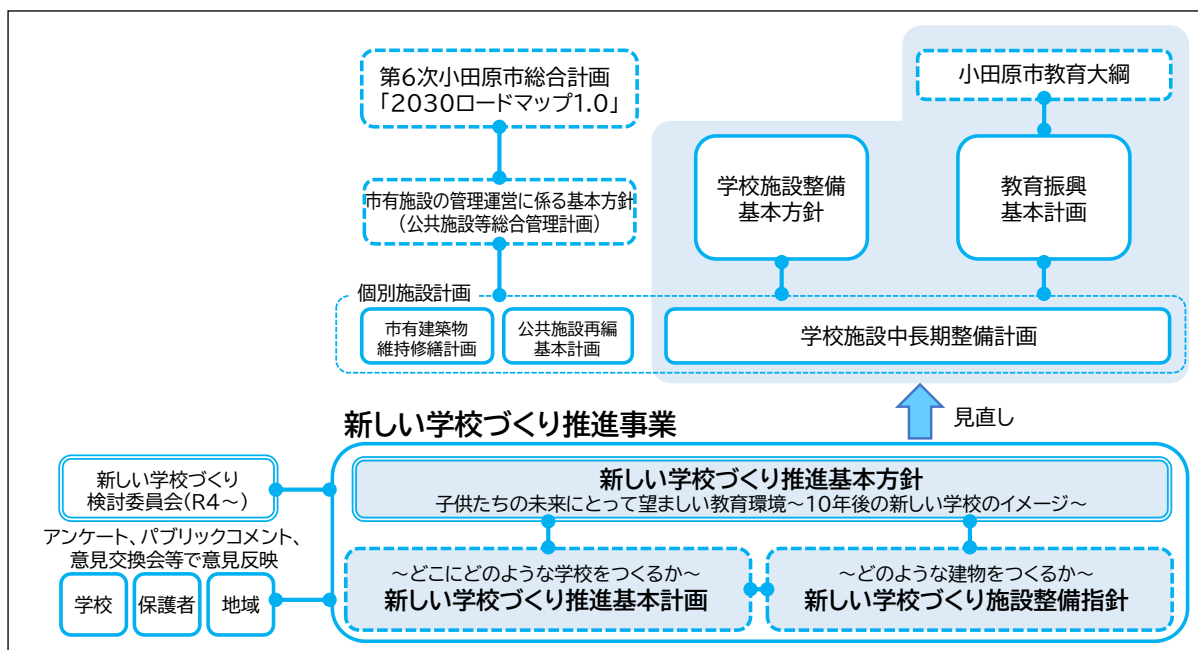
小田原市新しい学校づくり検討委員会規則	50
小田原市新しい学校づくり検討委員会委員名簿	52
小田原市新しい学校づくり推進基本方針の策定に対する 市民意見の募集結果について(概要)	53

第1章 「新しい学校づくり推進基本方針」とは

1 「新しい学校づくり推進事業」の位置付け

- 本市は、令和2年(2020年)12月、学校施設整備の基本的な考え方を示す「小田原市学校施設中長期整備計画(以下、「中長期整備計画」という。)」を策定しました。
- 新しい学校づくり推進事業(以下、「本事業」という。)は、中長期整備計画を着実に推進するために、早期に学校施設の改築¹・長寿命化改修²に着手することを目指した取組で、「新しい学校づくり推進基本方針(以下、「基本方針」という。)」と、それに基づいて策定する「新しい学校づくり推進基本計画(以下、「基本計画」という。)」、「新しい学校づくり施設整備指針(以下、「整備指針」という。)」の3つの方針・計画等を策定することとしています。
- この3つの方針・計画等を策定した後、中長期整備計画を見直し、改築・長寿命化改修の優先順位を反映させた実施計画を定め、整備に着手していきます。

<新しい学校づくり推進事業の位置付け>



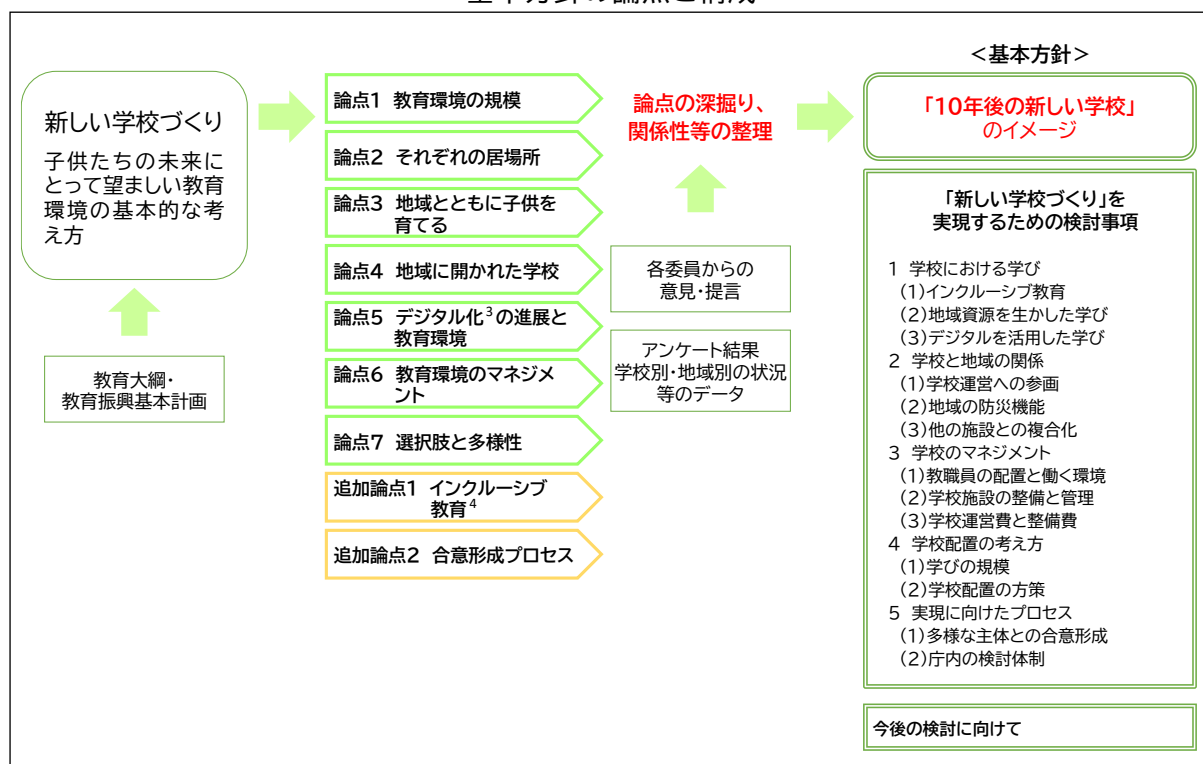
¹ 既存建物の一部または全てを新しい建物へ建て替える整備手法

² 概ね築60年で改築する建物を、目標使用年数を80年と設定し、築40~45年を目安に機能向上のための改修を実施するもの

2 基本方針策定の目的と構成

- 新しい学校づくりをどのように進めていくか、その羅針盤となる基本方針は、学校を取り巻く現状と課題や、本市の教育の目指す姿を踏まえ、子供たちの未来にとって望ましい教育環境の基本的な考え方を示すことを目的とします。
- 基本方針は、教育、学校施設、都市計画等に精通した学識経験者、小中学校長、保護者（PTA）、自治会の代表者、公募市民の計 10 名で構成される「新しい学校づくり検討委員会（以下、「検討委員会」という。）」において検討・策定したものです。
- 「望ましい教育環境」を考えるにあたり、検討委員会の中で挙げた意見を整理し、9つの「10 年後の新しい学校」を描くための論点を設定しました。それらの論点の深掘り等から見えてきた「10 年後の新しい学校」のイメージをイラスト等で提示するとともに、新しい学校づくりを実現するために検討・整理が必要な事項を『新しい学校づくり』を実現するための検討事項」としてまとめ、基本計画及び整備指針の策定につなげていきます。

< 基本方針の論点と構成 >



³ アナログの情報やプロセスをデジタル形式に変換すること。

⁴ 国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいのあるなしにかかわらず、全ての子供が共に学び合う教育のこと。

3 検討経過

- 基本方針は、検討委員会において計 11 回の検討を経て策定しました。
- 検討にあたり、保護者、教職員及び地域関係者の意識や考えを把握するため、市立小中学校の教育環境に関するアンケートを実施しました。

< 検討委員会の検討経過 >

令和4年 (2022年)	第1回 4月18日	<ul style="list-style-type: none"> 新しい学校づくり推進事業と検討内容について 保護者、教職員等へのアンケート(素案)について
	第2回 6月30日	<ul style="list-style-type: none"> 今後の検討内容について(論点の整理) 論点の検討①(論点1) 保護者、教職員等へのアンケート(案)について
	第3回 8月22日	<ul style="list-style-type: none"> 各学校・地域の現状と課題 論点の検討②(論点3・4)
	第4回 11月8日	<ul style="list-style-type: none"> 論点の検討③(論点2・5・6) 教育大綱・教育振興基本計画について アンケートの結果について
	第5回 1月26日	<ul style="list-style-type: none"> 論点の検討④(論点6・7) 中間報告(素案)について
	第6回 3月28日	<ul style="list-style-type: none"> 論点の検討のまとめ 基本方針の構成について 中間報告(案)について
令和5年 (2023年)	第7回 4月17日	<ul style="list-style-type: none"> 中間報告(案)について 追加論点の検討(インクルーシブ教育)
	第8回 5月15日	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針(素案)の検討 追加論点の検討(合意形成プロセス)
	第9回 6月26日	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針(素案)の検討
	第10回 8月8日	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針(素案)の検討 今後の検討フレーム等について
	第11回 11月24日	<ul style="list-style-type: none"> 市民意見の募集結果について 基本方針(答申案)について 今後の検討フレーム等について

< アンケート実施状況 >

調査対象	<ul style="list-style-type: none"> 保護者 : 小学3・4年生 中学2年生の保護者 教職員 : 市立小中学校の教職員 地域関係者 : 学校運営協議会委員・学校評議員 					
調査期間	<ul style="list-style-type: none"> 保護者・教職員 : 令和4年(2022年)7月15日～8月22日 地域関係者 : 令和4年(2022年)8月31日～9月22日 					
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 保護者・教職員 : オンライン調査(希望者は紙の調査票により回答) 地域関係者 : オンライン調査・紙の調査票の選択制 					
配布・回収		配布数	回収数			回収率
			郵送	オンライン	計	
	保護者	4,237票	-	2,239票	2,239票	52.8%
	教職員	916票	7票	645票	652票	71.2%
地域関係者	311票	133票	86票	219票	70.4%	

第2章 社会情勢の変化と学校教育の方向性

1 社会情勢の変化

- 高度な人工知能や Internet of Things (IoT)⁵、ビッグデータ⁶、ロボティクス⁷などの先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられる Society 5.0⁸時代に向けて様々なイノベーション⁹が起きています。
- 新型コロナウイルス感染症は令和5年(2023年)5月から5類感染症へと移行したものの、この数年間、新型コロナウイルス感染症が社会にもたらした影響は非常に大きく、今後は「ポストコロナ¹⁰」を見据えた「ニューノーマル¹¹」な社会に移行していくことが求められています。
- 少子高齢化と人口減少は急速に進行しており、日本の15歳未満の人口は、1980年代初めの約2,700万人から令和2年度(2020年度)は約1,503万人まで減少し、令和35年度(2053年度)には1,000万人を割ることが予想されています。

2 新しい時代の学校教育の姿

- 急激に変化する社会の中にあっても、新しい価値を生み出すのは「人」であることは揺るぎません。未来を担う子供たちを育む学校教育において、一人ひとりが自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、それぞれの資質・能力を育成することが求められています。
- こうした背景を踏まえ、令和3年(2021年)1月に中央教育審議会(中教審)¹²から答申された「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」では、従来の日本型教育を発展させ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させる「令和の日本型学校教育」を構築することが求められています。
- 一方、現在の学校施設は、児童生徒数が急増した昭和40～50年代に建築されたものが多く、国の示す標準設計に基づき、片廊下一文字型¹³の画一的な学校施設が大半です。「令和の日本型学校教育」において提示されている多様な教育・学習活動を自由に展開するためには、教育環境・学校施設にも大きな変革が求められることから、令和4年(2022年)3月に、文部科学省の「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」から「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の最終報告書が示され、新しい時代の学びを実現する学校施設のビジョンが提案されています。

⁵ 情報通信技術の概念を指す言葉で、従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ(家電、車、住宅など)をつなげる技術

⁶ 従来のシステムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群のこと。

⁷ 「ロボット工学」、またはロボットに関連した様々な科学研究の総称

⁸ 狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において初めて提唱された我が国が目指すべき未来社会の姿のこと。

⁹ 革新的なモノ・コト・仕組みなどによって、これまでの常識が一新するような新たな価値を創造すること。

¹⁰ 新型コロナウイルス感染症の拡大により歴史的転換を迎えたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症との共存・共生していく社会やその先の社会のこと。




¹¹ 様々な変化に対応しながら多様性を生かしつつ、リスクへの強靭性を高め、我が国が持つ独自の強みや特性を生かした新たな日常

¹² 文部科学大臣の諮問に応じて教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項を審議することを目的として、文部科学省に設置された諮問機関

¹³ 廊下に面して普通教室や特別教室を単純に配置したもの

<2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿>

＼全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現／

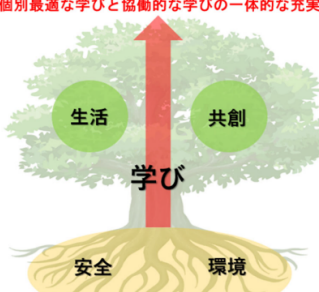
 子供の学び	<ul style="list-style-type: none"> ✓「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている ✓各学校段階において、それぞれ目指す学びの姿が実現されている <p>#個別最適な学び #協働的な学び #主体的・対話的で深い学び #ICT¹⁴の活用</p>
 教職員の姿	<ul style="list-style-type: none"> ✓環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている ✓子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている ✓子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている <p>#教師の資質・能力の向上 #多様な人材の確保 #家庭や地域社会との連携 #学校における働き方改革 #教職の魅力発信 #教職志望者の増加</p>
 子供の学びや教職員を支える環境	<ul style="list-style-type: none"> ✓ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている ✓新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている ✓人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている <p>#ICT環境の整備 #学校施設の整備 #少人数によるきめ細かな指導体制</p>

出典：中央教育審議会「令和の日本型教育」の構築を目指して（答申）総論解説（抜粋）

<新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）>

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）

全ての子どもたちの可能性を引き出す、
個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実



新しい時代の学び舎として目指していく姿

「未来思考」をもった上で、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、**これからの新しい時代の学び舎として目指していく姿**を示す。


新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮するものとして、その中心となる「幹」に『**学び**』を据え、その学びを豊かにしていく「枝」として『**生活**』『**共創**』の空間を実現する。

また、新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進していく「根」として『**安全**』『**環境**』の確保を実現する。


【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】

学び 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現
⇒1人1台端末環境等に対応した机を配置し、多様な学習を展開できる教室環境の整備
⇒個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる多目的スペース、学習支援、教育相談等の環境整備
⇒教職員のコミュニケーション・リフレッシュの場（ラウンジ）、映像編集空間（スタジオ）の整備


（教室・教室周辺の空間の改善・充実に関する創意工夫の例）



1人1台端末環境等に対応したゆとりある教室の整備



多目的スペースの活用による多様な学習活動への柔軟な対応



ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用

生活 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現
⇒居場所となる温かみのあるリビング空間（小教室・コーナー、室内への木材利用）
⇒空調設備の整備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化

共創 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現
⇒地域の人たちと連携・協働していく活動・交流拠点として「共創空間」を創出
⇒地域の実情等に応じた他の公共施設等との複合化・共用化等

【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

安全 子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現
⇒老朽化対策等により、安全・安心な教育環境を確保
⇒避難所として自家発電・情報通信設備、バリアフリー、水害対策等の防災機能を強化

環境 脱炭素社会¹⁵の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現
⇒屋根や外壁の高断熱化や高効率照明などの省エネルギー化、太陽光発電設備の導入の促進により、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）¹⁶を推進
⇒環境や地域との共生の観点から学校における木材利用（木造化、室内利用）を推進

出典：文部科学省「新しい学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告（概要）

¹⁴ 情報通信技術（Information and Communications Technology）の略

¹⁵ 地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出量を全体としてゼロとするカーボンニュートラルを目指す社会のこと。

¹⁶ 建物・設備の省エネ性能向上、エネルギーの面的利用、再生可能エネルギーの活用等により、建物における一次エネルギー消費量をゼロにする建築物

第3章 本市が目指す教育の姿

1 社会力の育成

- 本市では、教育の理念や目標を掲げた「第2期小田原市教育大綱(以下、「大綱」という。)」と、それらを実行するための具体的な手法や方法を示した「第4期小田原市教育振興基本計画(以下、「計画」という。)」を一体的に策定し、令和5年度(2023 年度)からスタートさせています。
- 新たな大綱・計画では、これからの人生 100 年時代をより豊かに生きていけるように、それぞれの存在を認め合い、それぞれの可能性を最大限に発揮しながら、幸せな社会を共に創っていく「社会力」を、生涯にわたる学びを通して育てていくことを掲げています。
- 森里川海がひとつならになった豊かな自然環境、長い歴史の中で先人から継承されてきた文化・産業に加え、多様な関わり合いの中で培われた「ひとの力」など、小田原ならではの多様な地域資源を最大限に生かし、子供も大人も「社会力」を育てていくことが、本市が目指す教育の姿です。



出典：小田原市教育大綱パンフレット(抜粋)

2 本市が目指す学校教育

- 計画では、「変化の激しい社会を乗り越える生き抜く力を身に付けた『未来を創るたくましい子ども』を目指す子どもの姿として、地域特性を生かしながら本市の学校教育を推進します。」としています。
- 「未来を創るたくましい子ども」の実現を図るため、学校教育において、生きる土台としての「学ぶ力」、様々なひととの関わりや体験活動などを通して得られる「豊かな心」、生涯を通して運動やスポーツに親しむことができる「健やかな体」、多様な関わり合いを持つことで自己を高める「関わる力」の育成を目指しています。
- これらを通じて、子供たち一人ひとりが自らを輝かせ、充実した人生を送り、より良い地域社会を創る「社会力」を育てていくことが、本市が目指す学校教育です。



- ICTを活用した教育
～学習用端末で動きを撮影～



- 体験で育む
～片浦レモンの収穫体験～



- 社会と関わる
～生徒による小田原城ガイド～



- 地域と関わる
～海岸でのごみ拾い～

3 目指す姿の実現に向けた基本的な考え方

- 計画では、本市が目指す教育の姿を実現していく基本姿勢として、これまで本市が取り組んできた教育を大切にしつつ、「誰ひとり取り残さない学び」、「地域資源を生かした学び」、「公民連携による学び」を推進することを掲げています。
- 本市では、誰ひとり取り残さず、一人ひとりに応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、全ての子供に対して、共に学ぶために質の高い教育を保障することや、これまでの教育実践とICTとのベストミックスにより、子供たちや教員の力を最大限に引き出すこと、そして小田原の地域資源を生かした学びを展開することに力を注いできました。
- こうした小田原ならではの学びを継承し、より充実させていくことを前提とし、先端技術の高度化や人口減少といった社会情勢の変化への対応のほか、学校施設の老朽化や教職員の働き方改革などの学校現場の課題にも対応していきます。

第4章 本市が目指す教育の姿を体現する「新しい学校」

1 「新しい学校」とは

- 「新しい学校」とは、第3章で述べた本市の教育が目指す姿を体現する場として、10年後の令和15年度(2033年度)を目途に具現化することを目指すものです。
- 「新しい学校」は、本市の目指す教育とその取組を推進し、全ての子供たちの可能性を引き出し、「社会力」を育む学びを実現できるよう、多様な教育活動を支える場として、柔軟で創造的な学習・生活空間を提供します。
- 加えて、これまで「子供たちの学校」としてきた場を、生涯にわたる「みんなの学びの場」に再構築し、共に学び、育つことができ、自分たちの幸せな社会を共に創っていく「社会力」を育む空間とします。そして、地域資源を生かした学びのフィールドは、学校だけにとどまることなく、日常的に地域全体に拡張していきます。
- 「新しい学校」は、地域における学びの拠点として、また学校と地域が支え合い協働していくための拠点として、持続可能な運営や仕組みも合わせ持つ施設となります。そのため、実現に向けたプロセスでは、各地域において、地域ごとの「新しい学校」の目指す姿やビジョンを共有し、考える機会が丁寧に設けられ、多様な主体による議論が展開されることが重要となります。

小田原市の教育が目指す姿



社会力を育むための
学びを実現する場

||
新しい学校



2 「10年後の新しい学校」のイメージ

- 検討委員会での議論を踏まえ、新しい学校の様子や、新しい学校の中でどのような活動が行われているか、などについて、「10年後の新しい学校」のイメージとして、イラストとともにまとめました。
- このイメージは一部の象徴的なものを抜粋しており、実際の新しい学校がどのようになっていくかは、今後検討を進めていくこととなります。

学校における学び

- 多様な子供たちが共に学び、充実した学校生活を送っている。



支援が必要な子供たちも一緒に学習を行っている。



特別支援学級と通常の学級の教室は仕切りを外せば一体で使うことができ、交流を行いやすくなっている。

- 地域資源を活用した小田原版STEAM教育¹⁷や体験学習等、地域の多様性を最大限活用した学びを展開している。



民間企業と連携して、小田原版STEAM教育が全ての中学校で展開されている。



近くの田んぼで、近所の人との協力により稲作体験が行われている。

- デジタルを最大限活用し、個別最適な学びと協働的な学びが様々な形でされている。



図書館は読書・学習・情報のセンターの機能を持ち、効率的なグループ学習などが行われている。



モニターと1人1台の端末を組み合わせ、海外とオンラインでの交流学習などがスムーズに行われている。

学校と地域との関係

- 学校と地域との協働がこれまで以上に活発になり、多様な主体が学校活動や放課後活動に関わっている。



学校運営協議会を中心に、多様な主体が学校活動に関わり、活発な意見交換が行われている。



図書室は地域住民や高校生・大学生も利用でき、放課後には子供たちの学習や読み聞かせの担い手になっている。

- 学校の避難所機能が充実し、地域住民が安心して利用することができる。



学校に設置された定置型蓄電池や動く蓄電池としての電気自動車を活用し、災害時に安定した電気の供給が行われている。

- 地域の人たちが必要と考える施設が学校に複合化され、学校が「多様なつながりが生まれる場所」として機能している。



敷地の周りを道路と一続きのスペースとし、地域の人の憩いの場となっている。



地域開放スペースに住民運営のカフェを設け、地域住民と教職員がお茶を飲みながら情報交換している。



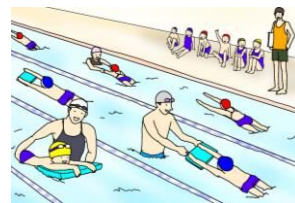
地域開放スペースで、住民、保護者、教職員などが防災やまちづくりについての勉強会が行われている。



学校と保育所やデイサービスとを複合化し、多世代の交流が生まれている。



放課後活動として、ボランティアによる学習サポートが行われている。



学校に地域の人でも利用できるプールを複合化し、水泳授業や放課後活動で使用されている。

学校のマネジメント

- 教職員が生き生きと働き、子供たちと向き合うことができている。



職員室には、打合せ用のテーブルが置かれ、教職員間で気軽にコミュニケーションがとれている。



職員室のカウンターなどで、教職員と子供たちが気軽にやりとりをしている。

- 学校で過ごす人たちが、安心・安全に生活することができ、目的に応じた居場所で、思い思いの時間を過ごすことができている。



教室は可変性の高いつくりとなっており、グループ学習などを柔軟に行うことができている。



校庭にはベンチが置かれ、友達同士でおしゃべりなどを楽しんでいる。

- 拠点化・集約化や民間活用などにより、より効果的な学校経営が行われている。



部活動を拠点校化し、民間の指導者と連携した指導が行われている。



民間からの寄付などを原資とした基金を財源に学校整備が行われている。

学びの規模・学校配置の方策

- 子供たちがたくさんの友達に囲まれて、学び合いやコミュニケーションを通して「関わる力」を養うことができる。



学校規模が確保されることにより、生徒は多くの種類の部活動を選ぶことができている。

- 小中一貫教育など地域特性に応じた学校制度が導入され、充実した教育活動が行われている。



小1から中3まで、学年を越えた交流が行われている。

第5章 「新しい学校づくり」を実現するための検討事項

- 検討委員会では、前章で示した 10 年後の「新しい学校」のイメージとともに、「新しい学校づくり」を実現していくための道筋について、9つの論点を立てて議論してきましたが、その内容は複雑に絡み合っています。
- そこで、本章において、「新しい学校づくり」を実現するための検討事項について、「学校における学び」、「学校と地域との関係」、「学校のマネジメント」、「学校配置の考え方」、「実現に向けたプロセス」の5つの項目に整理し、今後の検討につなげるための方向性を示していきます。

1 学校における学び

- 「新しい学校」を形にしていくうえで前提となるのが、学校においてどのような学びを実現していくのか、その理念と具体の方向性です。
- 本市がこれまで取り組んできた小田原ならではの学びを継承し、より充実させていくという観点から、人の多様性を認め合う「インクルーシブ教育」、地域の多様性を知り、生かしていくための「地域資源を生かした学び」、そして「デジタルを活用した学び」の3つを、「学校における学び」の柱と位置付け、ハードとソフトの両面で充実させていくことを目指します。

(1)インクルーシブ教育

【方向性】

- 国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいのあるなしにかかわらず、全ての子どもが共に学び合う「インクルーシブ教育」の実現を目指し、それぞれの教育的ニーズに対し最適な教育活動を行うための、多様で柔軟な仕組みづくりを進めます。
- 支援教育の充実に向けては、施設整備や専門的な指導と支援ができる人員の確保等の課題があることから、一部拠点化や通級指導教室¹⁸の拡大等について、基本計画策定時に検討します。
- 多様な子供たちが共に学び、生活するということを前提とした環境を実現するための学校施設整備の具体的な方向性については、整備指針策定時に検討します。

【関連項目】

- 教職員の配置と働く環境
- 学校施設の整備と管理
- 学校配置の方策

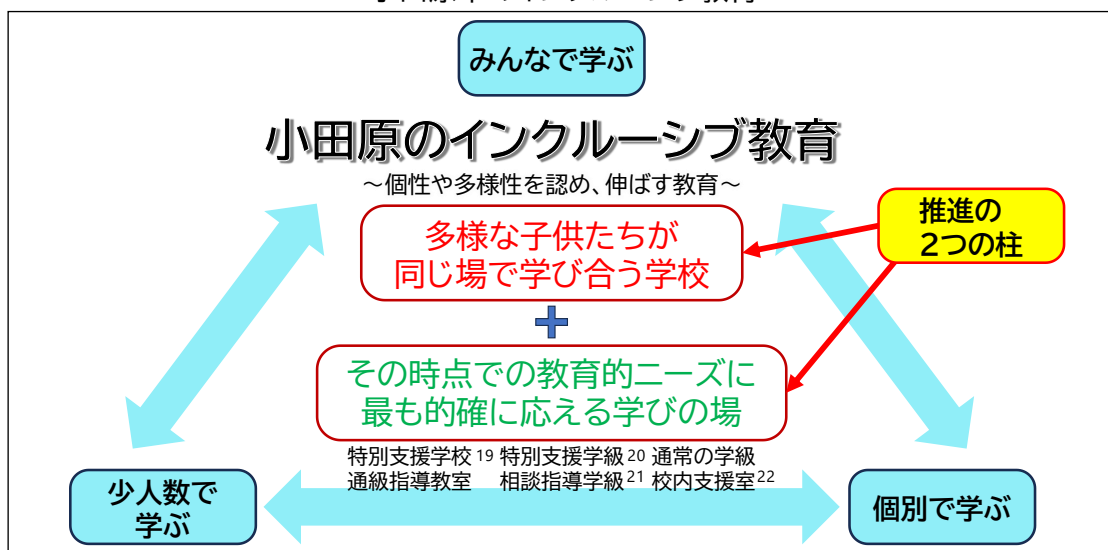
● 本市の現状

- 現在は、「地域の子供は、地域で育てる」という観点から、全ての小中学校で、全ての児童生徒ができるだけ同じ場で共に学び、生活を送ることができるよう努めていますが、施設のバリアフリー化が十分ではない等の課題があります。

¹⁸ 比較的軽度な障がいのある児童・生徒が、通常の学級に籍を置きながら、特定の授業時間に限って、その障がいの程度に応じた特別な指導を受けるための学級

- ・ 支援を要する児童生徒数は増加傾向にあり、平成 24 年度(2012 年度)から令和 5 年度(2023 年度)までに約 3.1 倍に増加しています。将来推計では、今後も増加傾向が続くことが見込まれています。
- ・ 特別支援学級の種別は、知的、自閉症・情緒が多くなっていますが、弱視や難聴等も増加傾向となっています。種別の多様化により、作業・理学療法士や言語聴覚士、医療的ケアを行うことができる看護師資格保有者の配置等、これまで以上に専門的な支援を充実させることが求められています。

<小田原市のインクルーシブ教育>



出典：第7回検討委員会 資料2-1「小田原市の支援教育について」より抜粋

<支援を要する児童生徒数・学級数の推移>

	平成24年度	平成29年度	令和4年度	令和5年度	
全児童生徒数	15,153人	13,787人	12,792人	12,571人	
支援を要する児童生徒数 <割合>	232人 <1.53%>	359人 <2.60%>	647人 <5.06%>	723人 <5.75%>	
内訳	知的	116人	172人	293人	335人
	自閉症・情緒	107人	175人	332人	365人
	肢体	9人	3人	7人	7人
	病弱	0人	4人	6人	4人
	弱視	0人	1人	2人	2人
	難聴	0人	4人	7人	10人
支援学級数	72学級	94学級	129学級	145学級	

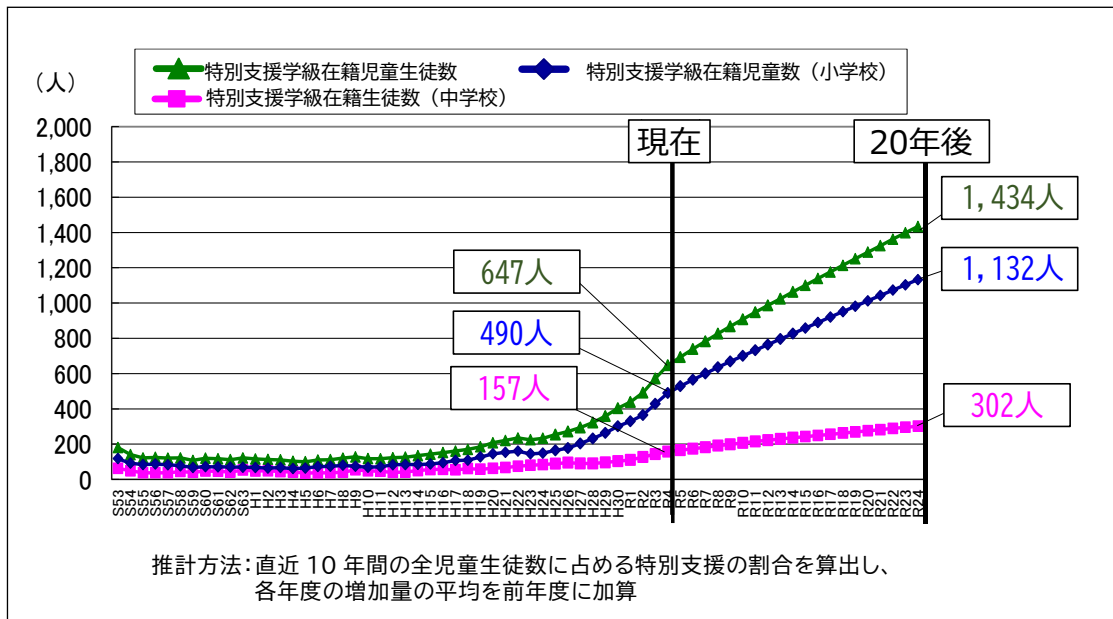
¹⁹ 視覚・聴覚・知的障がい・肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、障がいによる学習上、生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を身に付けさせることを目的とした学校

²⁰ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校において、知的障がい者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者など、教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、障がいによる学習上、生活上の困難を克服するための教育を行うための学級

²¹ 不登校や不登校傾向の児童生徒が、学校に籍を置いたまま、個別活動や小集団活動を行いながら、社会生活の適応を促し、自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立する力を養う教室

²² 「学校へ登校はできるが、自分の教室に行くことができない」という生徒に対して、「学級へ復帰するためのステップの場」として校内に設置されている部屋

<支援を要する児童生徒数の将来推計>



● 「アンケート」での意見(自由意見より抜粋)

- ・ 特別支援学級の子と通常の学級の子との交流がしやすくなってほしい。
- ・ 支援を要する子供たちに対応できる教職員がもっと多くなると、子供たちの困り感に対応でき、楽しく学校生活を送ることができると思う。
- ・ 従来の特別支援学級の枠に当てはまらない児童生徒が多くなっていると感じます。学習の補習や不登校の対応等を行うことができる、みんなの教室のような場所が全ての学校にあるといいと思います。

● 検討委員会での主な意見

- ・ インクルーシブの意味として、特別支援学級の子供と通常の学級の子供が違いを認め合えるよう、一緒に過ごすことで理解を育んでいくことが大切。一方でクールダウンするための部屋などがないと授業が進まないこともある。
- ・ 障がいだけでなく、様々な形で多様な子供のあり方を認めていかなければならないという時代の流れの中では、標準的なユニバーサルデザイン²³は取り入れるべきだと感じる。
- ・ インクルーシブを進めていくとバリアフリー環境が議論の中心になるが、インクルーシブは、心のケアなどの要素もあるので、施設だけでなく様々な配慮やスタッフのサポートなど、ソフト面での様々な関わり方についても整理しながら議論する必要がある。
- ・ 全ての学校で全ての支援を要する子供を受け入れることができるよう、フルスペックで体制を整えることは負担が大きいため、ブロックを設定して、その中で拠点になる学校を整備して、子供たちは送迎等を利用して通う、という手法も考えられる。

²³ 障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境を設計する考え方。

(2)地域資源を生かした学び

【方向性】

- 地域資源を活用した小田原版 STEAM 教育や地域をフィールドにした体験学習等、地域の多様性を最大限活用した学びを、これまで以上に充実させていきます。
- 充実に向けた方策として、オンラインでの交流等、デジタルの活用を推進するほか、指導者や担い手は、教職員やボランティア、地域住民だけでなく、民間企業との連携などについても検討していきます。
- 体験学習や探究的な活動に取り組みやすい学習空間や、学校と地域との協働や共創を促す空間について、整備指針において検討します。

【関連項目】

- デジタルを活用した学び
- 学校運営への参画
- 教職員の配置と働く環境
- 学校施設の整備と管理

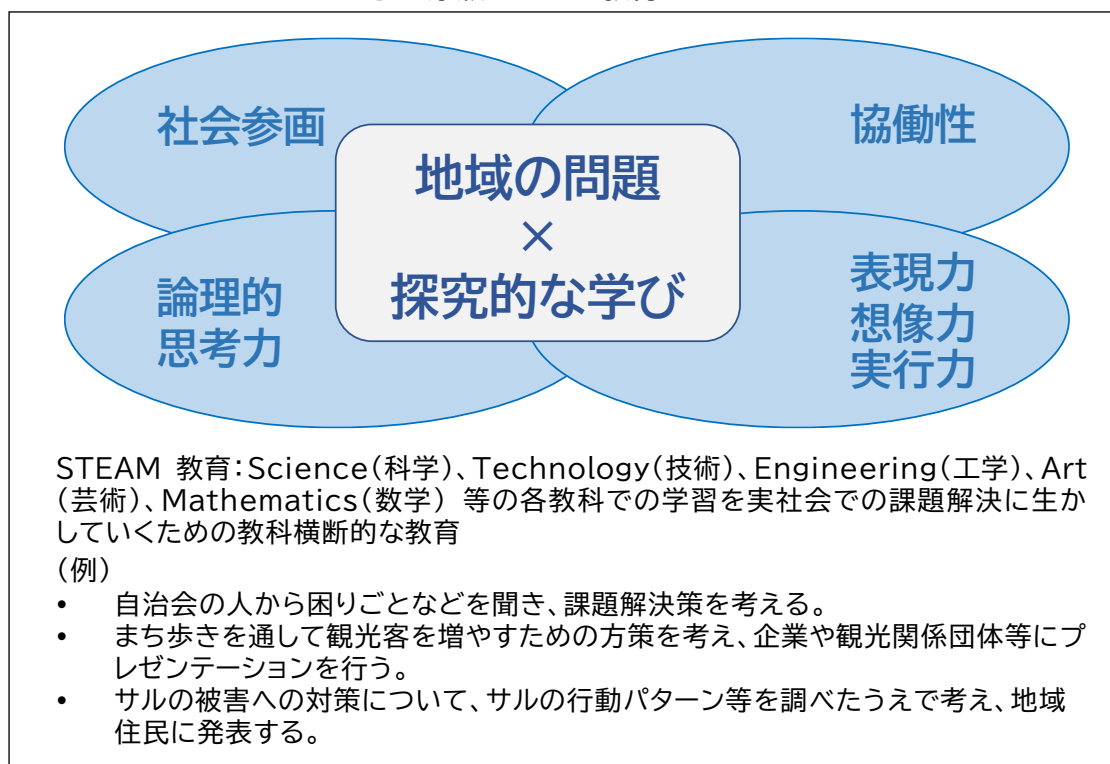
● 本市の現状

- 本市の多様な地域資源や地域の特色を生かした学びは、現在も各校で行われていますが、指導者や担い手不足等の課題があります。
- 郷土小田原をフィールドに、身近な社会問題を解決するために教科で学んだことを統合的に働かせながら探究的な活動を行うことで、より良い社会を実現する資質と能力を育てていく「小田原版 STEAM 教育」を令和8年度(2026 年度)までに中学校全校で実施できるよう研究・実践を進めています。

<各地域の特色ある取組>

中央地域	<ul style="list-style-type: none"> ・みかんの収穫 ・野菜の収穫 ・海岸清掃 ・森林学習 ・地元工場見学 	川東北部地域	<ul style="list-style-type: none"> ・梅干し作り ・田植え・稲刈り ・自然体験学習 ・作物作り体験
富水・桜井地域	<ul style="list-style-type: none"> ・田植え・稲刈り ・音楽演奏会 ・工芸体験 	片浦地域	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸清掃 ・レモンなどの収穫体験 ・森林学習 ・漁港見学
川東南部地域	<ul style="list-style-type: none"> ・森林学習 ・工芸体験 ・作物栽培・米作り ・地元企業職場体験 	橘地域	<ul style="list-style-type: none"> ・玉ねぎ収穫体験 ・一次産業職場体験

<小田原版STEAM教育イメージ>



● 検討委員会での主な意見

- 小田原は日本の縮図のように、多様な地域資源と地域課題を有しているため、日本や世界が抱えている課題と同じような問題を感じることができる。こうした地域の課題と紐づけて、教育カリキュラムを考えることができるという利点がある。

(3) デジタルを活用した学び

【方向性】

- デジタル技術の進化に対応しながら柔軟かつ積極的に活用し、学びの可能性を広げることにより教育の質の向上につなげます。
- 多様な子供たちを誰ひとり取り残すことなく、一人ひとりが公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる ICT 環境を実現するとともに、これまでの教育実践と ICT とのベストミックスにより、子供たちや教員の力を最大限に引き出していきます。
- ICT活用を含めた多様な学習スタイルに対応できる可変性の高い学習空間など、学校施設整備の具体的な方向性については、整備指針策定時に検討します。

【関連項目】

- 教職員の配置と働く環境
- 学校施設の整備と管理

● 本市の現状

- 国の GIGA スクール構想²⁴に対応し、令和3年(2021年)4月から1人1台端末を導入し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、ICTを活用した学びを展開しています。令和6年度(2024年度)からは英語、数学等でデジタル教科書の本格運用が予定されています。
- ICTを積極的に活用することにより、採点などの業務削減につながると感じている教職員はどんどん活用しますが、これまでの「自分のやり方」が確立されている教職員は積極的には活用しない傾向があります。
- 端末の電源保管庫やモニターが教室内に設置されたことにより教室に余裕がなくなったり、現在の机の天板が小さいことから、端末と教科書を広げると机がいっぱいになってしまったりするなど、施設面の課題があります。

<ICT活用による学びの充実>



大画面の画像を児童の端末に送ることで詳細まで共有



前回の図工の授業で書いた墨絵にコメントしあい、友達の作品から学ぶ。



zoomを活用して外部の人に質問をする。

²⁴ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びや創造的な学びに寄与する教育環境を実現するもの

● 検討委員会での主な意見

- ICT を活用できる(積極的に活用する)教職員とできない(積極的に活用しない)教職員で差がある。
- 現状の机は狭い(旧 JIS 規格²⁵)ため、実情に応じた見直しが必要
- いろいろなアプリケーションを使いながら配信したり受信したりするには、PC や Wi-Fi 環境もスペックの高いものが必要となる。
- デジタルは進化が早くてすぐ陳腐化してしまうので、ある程度のフレキシビリティ²⁶が必要ではないか。
- 本来、人間は匂いとか生々しさを感じるが、そういうことはデジタルを通してではなかなか感じにくい。リアルの場面でそういうことを感じることは重要である。
- 全ての学校をフルスペックで残していくのは限界がある。複数校で物的・人的資源を共有し、ICT 等も活用しながら魅力ある教育活動を展開し、教育の質を上げていくことも考えられる。

²⁵ 日本産業規格の略称で、日本の産業製品に関する規格や測定法などが定められた日本の国家規格のこと。

²⁶ 柔軟性、適応性

2 学校と地域との関係

- ・ 検討委員会の中でも「おらが学校」というフレーズがたびたび登場するなど、学校と地域のつながりは非常に強く、地域の活動場所としてだけでなく、災害時の避難所としても、学校は重要かつ愛着のある施設です。また、教育活動や学校運営は、地域の方々の協力なくして成り立ちません。
- ・ 新しい学校が、これまで以上に地域に開かれ、「学校と地域が支え合い協働していくための拠点」としてだけでなく、「地域における学びの拠点」にもなるよう、学校と地域との関係がより充実するような仕組みや施設づくりを進めていきます。

(1) 学校運営への参画

【方向性】

- ・ 地域活動は学校とのつながりが強いものが多く、また学校活動は地域の方の協力がなくして成立しないことから、学校運営協議会の充実等、地域と学校の関係がこれまで以上に win-win となるような仕組みや環境づくりにより、地域に開かれた学校づくりを推進していきます。
- ・ 前提となる学校配置、学区の見直しにあたっては、通学距離、通学時間の検証とともに、学区と自治会区域の不整合の解消につながるよう、基本計画の中で検討していきます。

【関連項目】

- 地域資源を生かした学び
- 教職員の配置と働く環境
- 学校配置の方策

● 本市の現状

- ・ 学校における教育活動への支援は、保護者や地域住民によるスクールボランティア²⁷が担い手となっているものが多くありますが、人口減少や地域のつながりの希薄化などにより、担い手の不足や固定化といった課題があります。
- ・ 地域コミュニティの活動は、26 地区の自治会連合会と地域コミュニティ組織を中心に展開しており、また保護者や教職員、地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)²⁸についても、令和6年度(2024 年度)中に全ての小中学校に導入される予定です。
- ・ 現在の学区は、自治会の区域と整合していないところがあり、学校と地域との連携をこれまで以上に深めるためには、不整合を解消していく必要があります。

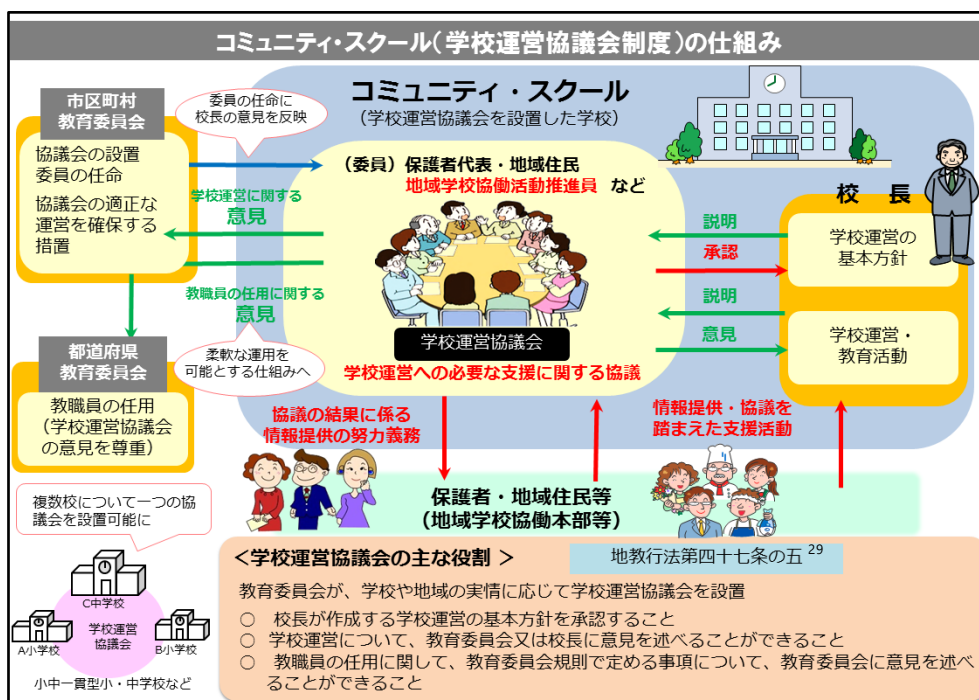
学校での主なボランティア活動

- | | | |
|----------|-----------|------------|
| ・ 農業体験 | ・ あいさつ運動 | ・ 交通安全運動 |
| ・ 園芸体験 | ・ 地元お祭り参加 | ・ 防犯教室 |
| ・ 梅干しづくり | ・ 草刈り、剪定 | ・ 授業の安全見回り |
| ・ 収穫体験支援 | ・ 校内清掃 | ・ 校外パトロール |
| ・ 工芸体験 | ・ 本の読み聞かせ | |
| ・ 課外活動支援 | | |

²⁷ 知識や技能、経験、時間などを生かし、学校の教育活動を支援するボランティア

²⁸ P19 参照

<コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み>



出典:文部科学省ホームページ

<小学校区と対応する自治会連合会>

地域	小学校名	自治会連合会				
中央・片浦	三の丸小学校	緑	万年	幸	十字	芦子
	山王小学校	山王網一色	足柄			
	町田小学校	足柄	二川			
	新玉小学校	新玉	緑	万年	足柄	山王網一色
	久野小学校	久野				
	足柄小学校	二川	久野			
	芦子小学校	芦子	久野	二川		
	大窪小学校	大窪				
	早川小学校	早川				
富水・桜井	片浦小学校	片浦				
	東富水小学校	東富水	桜井			
	富水小学校	富水	東富水			
	報徳小学校	東富水	富水	桜井		
川東南部	桜井小学校	桜井				
	下府中小学校	下府中	国府津			
	矢作小学校	下府中	豊川			
	国府津小学校	国府津	酒匂・小八幡			
	富士見小学校	富士見	酒匂・小八幡			
川東北部	酒匂小学校	酒匂・小八幡				
	下曾我小学校	下曾我	上府中	曾我		
	豊川小学校	豊川				
	曾我小学校	曾我				
橘	千代小学校	上府中				
	前羽小学校	前羽				
	下中小学校	橘北	前羽			

²⁹ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の略称

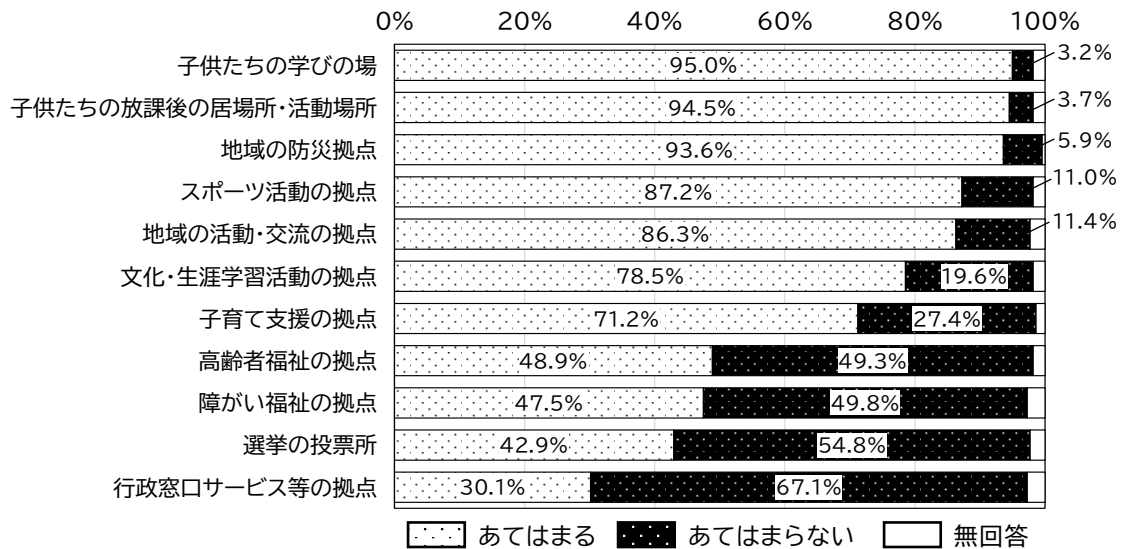
● 「アンケート」での意見

- ・ 地域関係者がこれからの学校に期待する役割については、「子供たちの学びの場」、「子供たちの放課後の居場所・活動場所」、「地域の防災拠点」と回答する割合が高くなっています。

<地域においてこれからの学校に期待する役割>

[小・中学校 合計]

n=219



● 検討委員会での主な意見

- ・ 地域活動は、学校とのつながりが強いものが多く、また学校活動は、地域の方の協力がなくては成立しない。
- ・ 少子化と高齢化が進んでいるなかで、地域が学校を支えきれない状況が出てくる可能性がある。
- ・ 学校が地域に何かをしてもらうという発想になりがちだが、学校が地域にどう貢献していくか、地域に対して何ができるか、という視点に立つことが、地域に開かれた学校を実現する上で必要である。
- ・ 学校に関わる地域の方は多くが同じ顔触れで、地域住民の90%が無関心なので、ボランティアしたい人をうまく巻き込んで多世代で交流できるような場を設けるとすることも必要ではないか。
- ・ 地域との役割分担や専門スタッフを入れるなどして、教職員の負担を軽減しながら、つながりの場を作ることが大切。そのためには、放課後の取組充実・地域の活動との関わり充実ができる環境があると良い。
- ・ 学区と自治会で整合性がとれるようにしてもらえると良い。

(2)地域の防災機能

【方向性】

- 地域の防災機能の充実という視点に基づき、小中学校に災害時の避難所機能をどこまで持たせるのかについては、基本計画の検討と並行して、防災担当所管と一体で検討します。
- 避難所として位置付けられる学校施設に必要な具体的な機能については、整備指針策定時に検討します。

【関連項目】

- 学校施設の整備と管理
- 学校配置の方策

●本市の現状

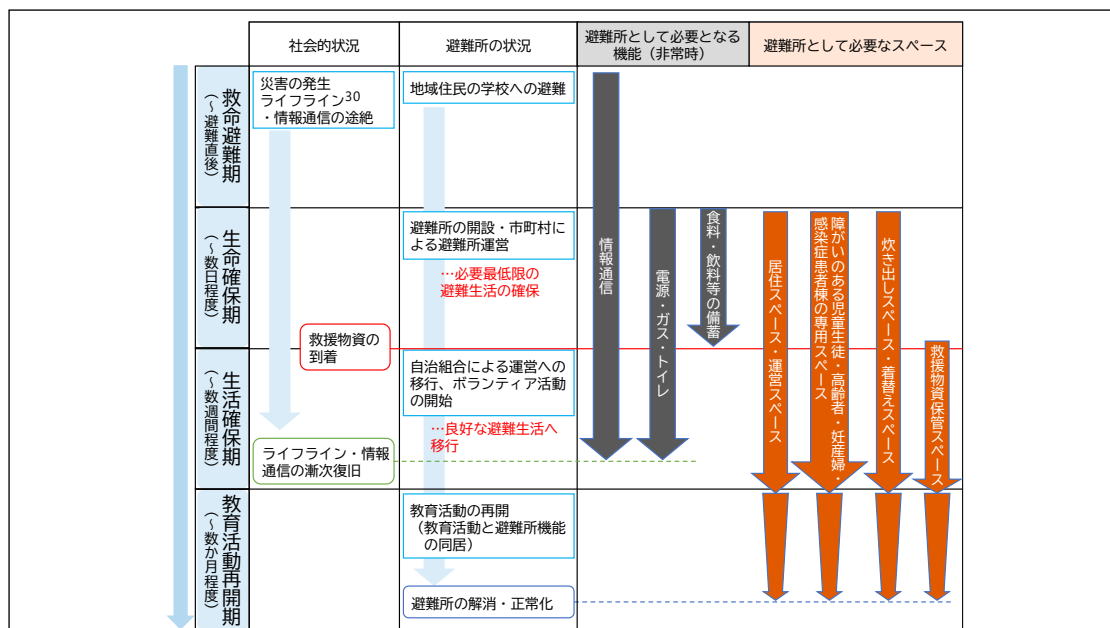
- 市立小中学校は、全校で広域避難所や風水害避難場所のいずれかとして位置付けられており、その運営は地域住民が主体で行っています。
- 一部の学校は、洪水・高潮の浸水想定区域や津波・土砂の災害警戒区域となっており、立地面での課題があるほか、避難所運営においても、学区と自治会区域の不整合が課題となっています。

<小・中学校の避難所位置付け>

区分	地域	学校名	ハザード					避難所・避難場所				
			洪水※1	津波※2	高潮※3	土砂※4	広域※5	二次※6	風水害※7	ペット※8	土砂※9	津波※10
小学校	中央	三の丸		○	○		○		○	○	○	○
		山王		○			○		○	○		○
		町田	○		○		○		○	○		○
		新玉	○		○		○		○	○		○
		久野					○		○	○	○	
		足柄	○					○	○	○	○	○
		芦子					○		○	○	○	○
		大窪				○	○		○	○	○	○
	富水・桜井	早川	○				○		○	○	○	○
		東富水	○				○		○	○		
		富水	○				○		○	○		
		報徳	○				○		○	○		
	川東南部	桜井	○				○		○	○		
		下府中					○		○	○		○
		矢作						○				○
		国府津	○		○		○		○	○	○	○
		富士見	○		○		○		○	○	○	○
	川東北部	酒匂			○		○		○	○		○
		下曽我					○		○	○	○	
		豊川					○		○	○	○	
	片浦	曾我					○		○	○	○	
		千代					○		○	○	○	
		片浦				○	○		○	○	○	○
		橋					○		○	○	○	○
	小学校計		25	10	1	6	2	23	2	24	24	13
中学校	中央	城山				○		○				○
		白鷗	○	○	○			○				○
		白山					○		○			○
	富水・桜井	城南				○		○				○
		泉	○					○	○			
	川東南部	城北	○					○				
		鴨宮					○		○	○		○
		国府津	○		○			○				○
	川東北部	酒匂	○	○	○			○				○
		千代						○				
橋							○				○	
中学校計			11	5	2	3	2	9	3	1	0	8

- ※ 1 洪水浸水想定区域(0.5m以上の浸水想定)
- ※ 2 津波災害警戒区域
- ※ 3 高潮浸水想定区域
- ※ 4 土砂災害警戒区域
- ※ 5 広域避難所一次施設(大規模災害時に、長期にわたる避難が必要となった場合に避難する場所)
- ※ 6 広域避難所二次施設(広域避難所(一次施設)に収容しきれない場合に開設する避難所)
- ※ 7 風水害避難場所(大雨による浸水害や土砂災害等から身を守るために一時的に避難する場所)
- ※ 8 災害時、ペットとの同行避難が可能な施設
- ※ 9 土砂災害避難場所(土砂災害から身を守るために一時的に避難する場所)
- ※ 10 津波一時避難施設(津波から身を守るために一時的に避難する場所)

<災害発生から避難所解消までの4つの段階>



- ・ 災害発生から避難所の解消までの期間を4つの段階に区分され、避難所として必要な機能は各段階で変化していくことから、これらの機能に留意して対策を検討していくことが必要です。
- ・ 避難所となる学校施設の防災機能は、地域や学校の実態等を勘案しつつ、4つの段階ごとに必要な機能について使い方等を合わせて検討することが重要です。

出典：文部科学省「避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集」

<避難所として必要と考えられる機能>

- ア)救命避難期に特に重要な機能
 - ・ 学校施設の安全性
 - ・ 災害情報の入手や救援要請に必要な情報通信
 - ・ 緊急避難場所又は避難所への進入
- イ)生命確保期及び生活確保期に特に重要な機能
 - ・ 防災施設設備 (トイレ、照明、電気・ガス、食料・飲料水、居住スペース・備蓄倉庫等)
- ウ)生命確保期以降に特に重要となる機能
 - ・ 衛生・プライバシー、相談、交流等、ペット同行避難
- エ)教育活動再開期に重要となる機能
 - ・ 教育活動を再開するために居住スペースを移ることは避難者への負担が大きいことから、避難所開設当初より、避難所と教育機能とのゾーンや動線を分ける工夫をすることが重要

出典：文部科学省「避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集」

● 「小田原市新しい学校づくり検討委員会」での主な意見

- ・ 現在は小中学校が避難所になっているが、学校が再編した場合、避難場所が遠くなる人が出てきて、高齢化等を考えると問題が出ると思う。学校再編が必要であれば、避難所機能だけは維持していくのか、あるいは代替施設を考えるのか、という視点が重要である。

³⁰ 都市生活の維持に必要な不可欠な水道・ガス・電気・通信・輸送などを指すもの

(3)他の施設との複合化

【方向性】

- 他の施設との複合化は、効率化だけでなく、教育活動の充実や学校の魅力アップにつながるものもあることから、地域の実情に応じた複合化を推進できるよう、地域のニーズを丁寧に把握し、地域の特色や近隣施設の配置状況等も踏まえ、基本計画における学校配置の検討の中で具体化していきます。
- 学校施設をこれまで以上に地域に開かれたものとするためには、子供たちの命と安全を守るという観点から、セキュリティの確保が重要となるため、複合化をする場合の配置計画のほか、安全・安心な施設管理が実現できる方策を、整備指針策定時に検討します。

【関連項目】

- 学校施設の整備と管理
- 学校配置の方策

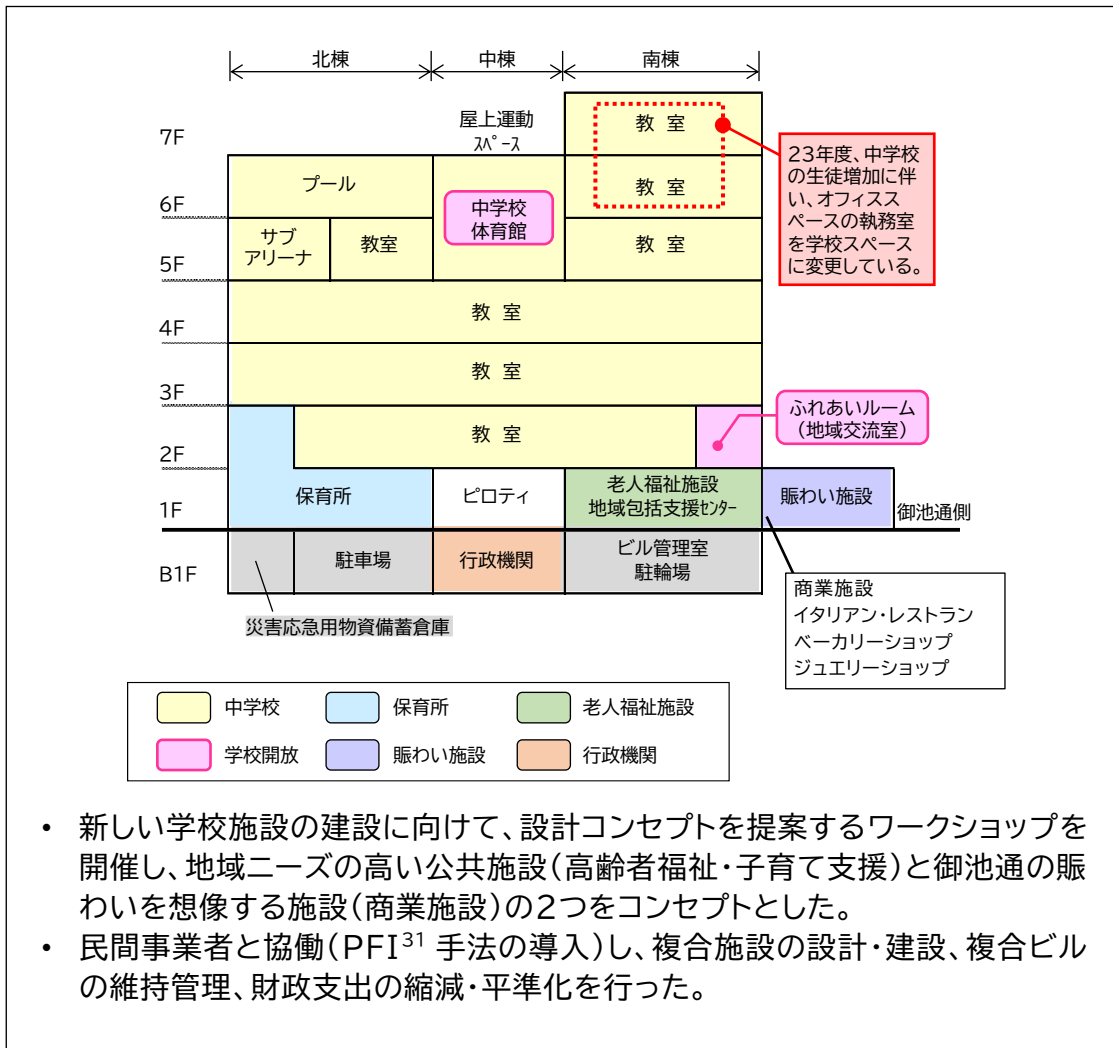
● 本市の現状

- 平成31年(2019年)3月に、公共施設の複合化や統廃合を含めた施設の機能・配置の適正化及び総量縮減を図ることを目標として「小田原市公共施設再編基本計画」を策定しています。
- 学校施設の開放には、次のような種類があり、多くの団体が利用しています。
 - 1)スポーツ開放(体育館等をスポーツ団体に開放)
 - 2)社会教育開放(音楽室等を生涯学習団体に開放)
 - 3)プラザ・地域活動の場

< 学校施設の開放状況 >

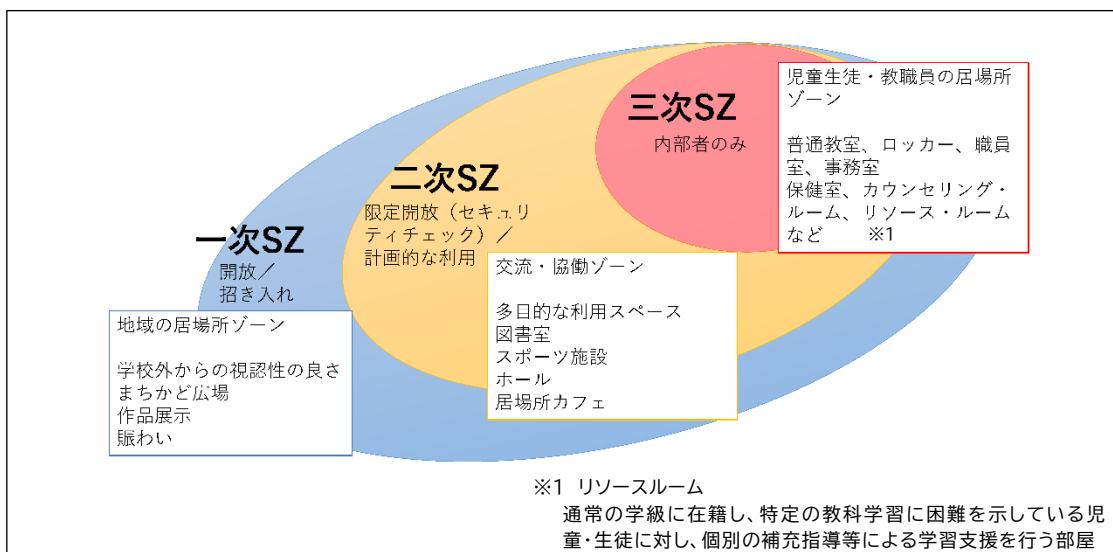
区分	開放場所	登録団体数	実施校
スポーツ開放	体育館	約290	ほぼ全校
	校庭(夜間照明)	約30	国府津小・豊川小・酒匂中
社会教育開放	音楽室ほか	約20	三の丸小・国府津小・酒匂中
地域活動の場	会議室等の地域利用スペース	約40	千代小・豊川小・曾我小・酒匂小・新玉小・大窪小
プラザ	会議室等の地域利用スペース	約20	桜井小・下府中小・前羽小

<複合化事例:京都市立 京都御池中学校(京都府京都市)>



出典:文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」

<学校施設のセキュリティ・ゾーン(SZ)>



出典:第4回検討委員会 資料 4-2 「居場所に関する資料」

31 公共施設等の設計・建設・維持管理・運営に民間の資金やノウハウを活用する手法

● 検討委員会での主な意見

- 知らない人が入って来て、子供に何かあったら、という安全管理上の問題と、施設を共有する場合のすみ分けやトラブル時の責任の所在等、施設管理の問題がある。
- 保育園と学校との連携に加え、子育て支援センターが入ると、子育ての拠点にしつつ就学を促すような仕組みができるので有益ではないか。
- 他の施設との複合化は、各学区の自治会要望なども聞きながら新しい学校の中に取り入れていくことで、統廃合に関する不安や不満がなくなるのではないか。
- 複合化は単純な効率化だけではなく、地域特性が多々ある中で、こういった組合せがパフォーマンスを発揮しやすいか、ということになるので、学校だけをどうするのではなく地域の視点から考えをまとめておく必要がある。

3 学校のマネジメント

- ・「新しい学校」を実現していくためには、学校施設のみならず、教職員の働き方改革を含めた学校に関わる人の意識や組織のあり方、管理運営の仕組みも合わせて変革していくことが求められます。
- ・「新しい学校」で、子供たちのみならず、学校で過ごす全ての人が生き生きと過ごすことができるよう、柔軟かつ持続可能な施設整備やマネジメントの体制・仕組みづくりとともに、民間活力の導入や財源確保を進めます。

(1) 教職員の配置と働く環境

【方向性】

- ・「10年後の新しい学校のイメージ」の実現のためには、教職員の確保や勤務環境の改善が必要不可欠であることから、基本計画と整備指針の検討にあたっては、教職員の働き方改革の視点を重視します。

【関連項目】

- インクルーシブ教育
- 地域資源を生かした学び
- デジタルを活用した学び
- 学校施設の整備と管理
- 学びの規模

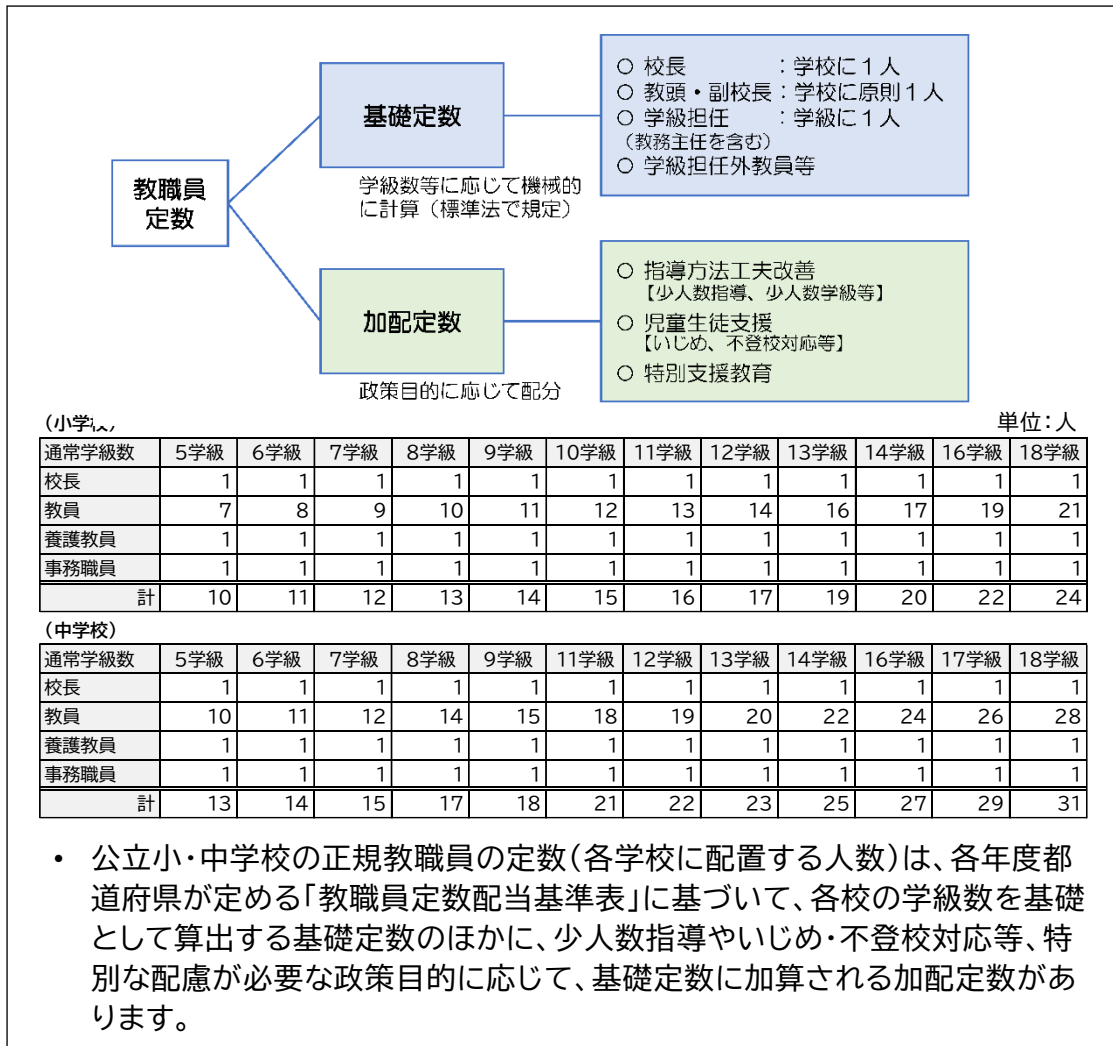
● 本市の現状

- ・ 教職員の働き方改革は大きな課題であり、これまで学校が担ってきた業務について適正化を図るため、部活動のあり方などについて検討を進めています。
- ・ 教職員の配置人数は、学校の学級数に応じて決められていることから、一定の学級数がないと配置される教職員が少なくなり、1人にかかる業務負担が大きくなってしまいます。本市においても小規模校化が進んでおり、課題となっています。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
① 登下校に関する対応 ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理 ④ 地域ボランティアとの連絡調整 ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤ 調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥ 児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦ 校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧ 部活動（部活動指導員等） ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨ 給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩ 授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪ 学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫ 学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬ 進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

出典：新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)平成 31 年1月 25 日中央教育審議会より

＜教職員の配置基準＞



出典：第2回検討委員会 参考資料4 学級編成及び教職員配置の基準について

- 「アンケート」での意見(自由意見より抜粋)
 - 先生方の負担を減らすことが、子供たちの幸せにつながると思います。授業や学級経営に専念できるよう、環境づくりをお願いします。
 - 教員の働き方改革の強化。体も心も休みが必要です。
 - 学校現場は人が足りていない。人がいればもっときめ細やかな指導ができるのに…と悔やまれる。
 - 教科担任制や専科教員などを取り入れ、担任の空きコマを増やすなどしないと、働き方改革は不可能です。

● 検討委員会での主な意見

- 校務は規模の大小に関わらず発生するため、教職員の配置が少ない小規模校では教職員の負担が大きくなる。
- 教職員についても、小規模校化してしまうと教職員一人ひとりが担う校務が増えて、生徒に関わる時間が減ってしまう。
- 教職員の働き方改革の視点からも、教職員配置の充実や勤務環境の改善が必要になる。

(2) 学校施設の整備と管理

【方向性】

- 「10年後の新しい学校のイメージ」の実現に向けて、次の視点を大切に、整備指針の検討を進めます。
 - 1) 新しい時代の学びを支える学習空間づくり
 - 2) 学校に集う全ての人にとっての「居場所」となるような生活空間づくり
 - 3) 放課後活動と地域活動の充実につながる空間づくり
 - 4) 脱炭素社会の実現に貢献する施設づくり(再エネ・省エネ促進、木質化等)
 - 5) 効率的かつ効果的な整備手法の検討と利用者意見反映のプロセス
- 改築・長寿命化改修後の学校施設については、その施設のライフサイクルに応じて、適切な時期に適切な改修や設備更新を行い、長く快適に使用できる管理体制を構築します。
- 現在は、学校施設の管理運営は教職員が大半を担っており、その負担が大きくなっています。教職員が教育活動に集中できるような学校施設の管理運営のあり方について、整備指針策定時に検討します。

【関連項目】

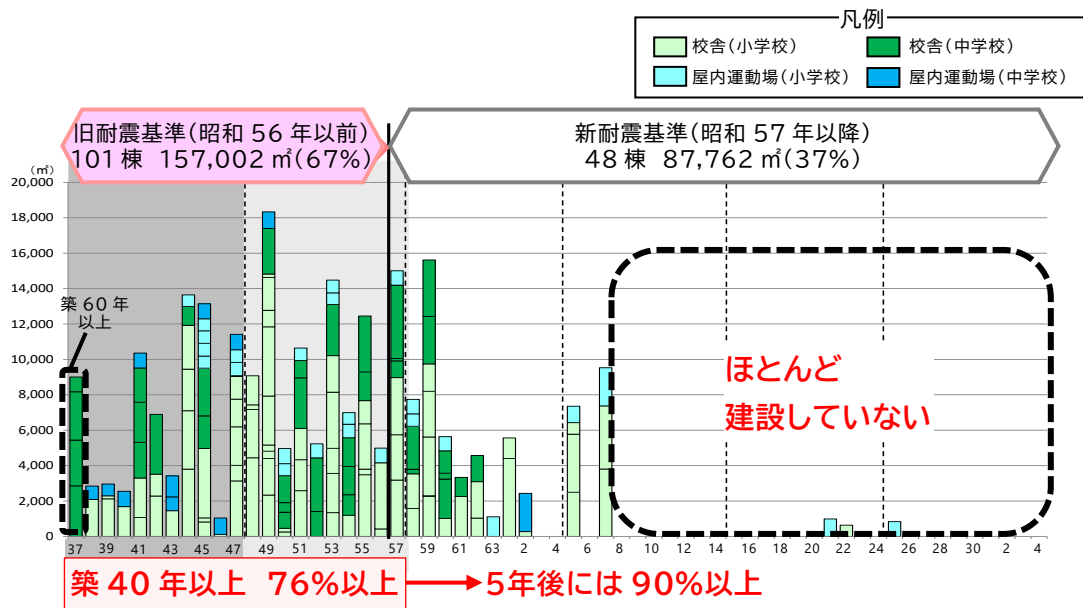
- インクルーシブ教育
- デジタルを活用した学び
- 地域の防災機能
- 地域利用施設の複合化
- 教職員の配置と働く環境

● 本市の現状

- 令和5年度(2023年度)時点で、学校施設の約76%が築40年以上であり、5年後には90%以上が築40年以上となることから、老朽化は喫緊の課題となっています。
- 現在の普通教室の面積は、文部科学省の「学校施設整備指針」に基づき設定していますが、学習用端末保管庫が設置されたこと等により、手狭となっています。
- 少人数指導教室や多目的スペース等、多様な学習形態に応じた学習スペースのニーズが高まっています。
- 学校施設のバリアフリーに加え、LGBTQ³²への配慮等の視点から、ユニバーサルデザイン化への対応も求められています。
- 令和4年(2022年)10月に策定した「小田原市気候変動対策推進計画」において、本市の脱炭素化施策として、公共施設への再エネの導入拡大や、省エネ化の推進を位置付けています。

³² Lesbian(レズビアン)、Gay(ゲイ)、Bisexual(バイセクシャル)、Transgender(トランスジェンダー)、Queer(クィア)の頭文字を組み合わせた言葉で、幅広いセクシャルティ(性のあり方)を総称するもの

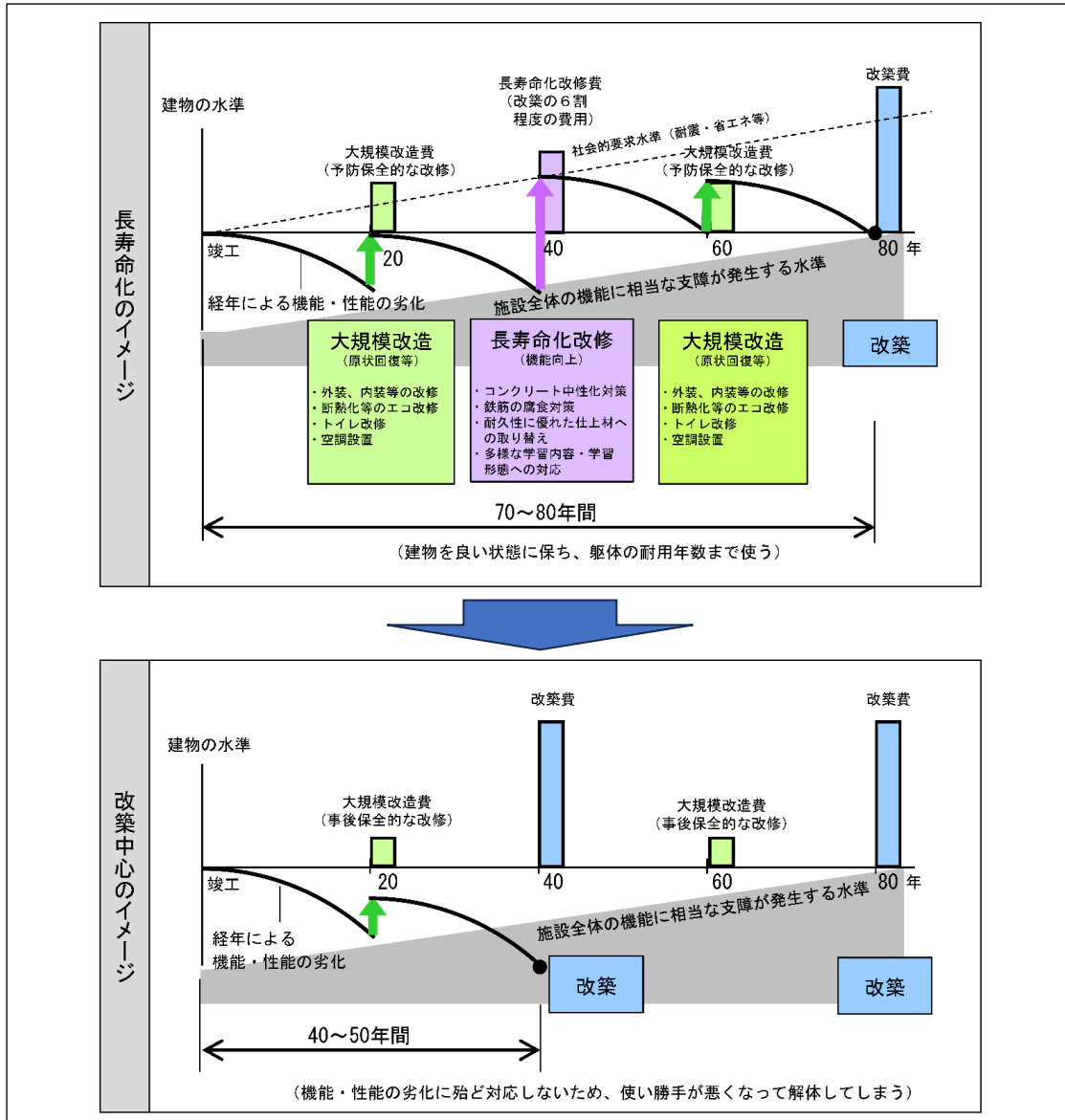
< 築年別整備状況 >



< 学校施設の築年数別一覧(令和5年度時点/校舎のうち最も古い築年数を基準とする) >

築40年未満	【小学校】三の丸 大窪 富士見 下曾我 豊川 前羽
築40～49年	【小学校】報徳 下府中 矢作 曾我 片浦 下中 【中学校】城北 国府津 千代 酒匂
築50～59年	【小学校】山王 町田 新玉 足柄 芦子 久野 東富水 富水 桜井 国府津 酒匂 千代 【中学校】城山 泉 橘
築60年超	【小学校】早川 【中学校】白鷗 白山 城南 鴨宮

＜学校施設整備の基本的な方針等＞



出典:文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」

● 「アンケート」での意見

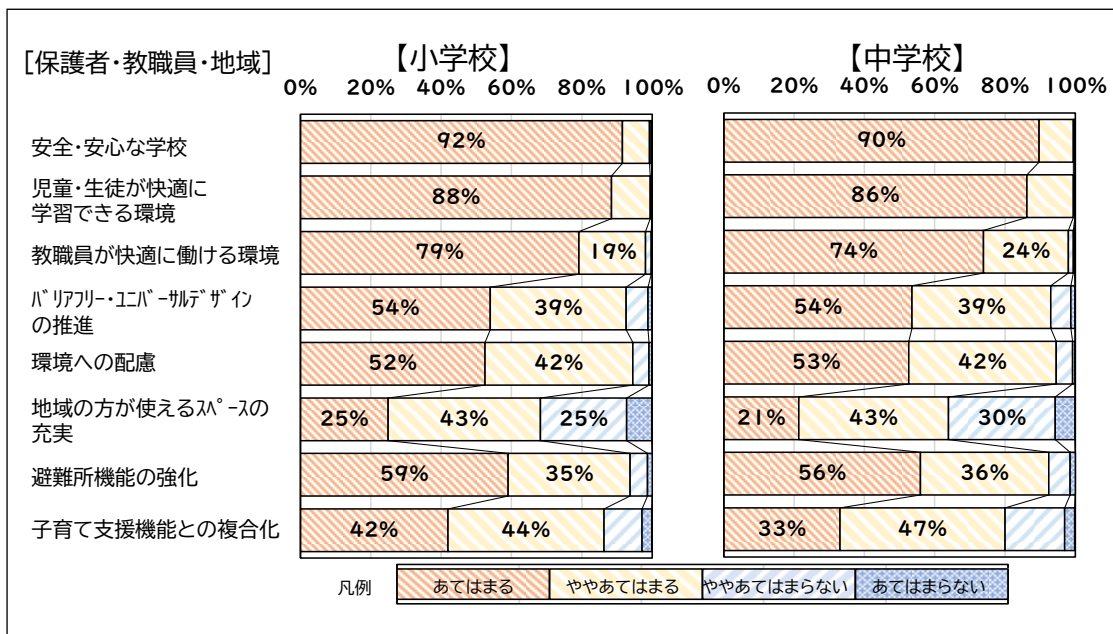
[現在の学校施設の評価](自由意見より抜粋)

- ・ 学校自体が古いこともあり、ランドセルの棚など収納関係や、教室によっては天井などが傷んでいるのが気になります。
- ・ 体育館が古いので安全性が疑問。夏場は暑くて体育の授業中に体調が悪くなることもある。災害時の避難場所としての活用も考えた作りが望ましいと思います。
- ・ 古い校舎で壁にひび割れ等が目立つ。災害時に心配です。
- ・ すべてのトイレを洋式化したほうが良いです。
- ・ 公共施設としての学校はあまりに時代遅れの感が否めない。市の予算を考えると大変なことも分かるが、築 50 年以上経つ建物が教育活動を行う環境として良いのかと疑問に思う。

[学校施設にあつたらいいと思われる空間・施設・設備等](抜粋)

- ・ 本を自由に座って読んだりできるようなフリースペース
- ・ 屋外授業ができる小さな林のような空間
- ・ 雨でも遊べる場所
- ・ アスレチック、ボルダリング施設
- ・ 放課後や休みの日などに使えるフリースペース
- ・ LGBTQに配慮したバリアフリートイレ³³や更衣室

<これからの学校施設に期待する機能>



³³ 従来「多目的トイレ」と呼ばれていたものなど、高齢者や障がい者等の利用に適切な配慮が必要なトイレの総称

● 検討委員会での主な意見

- 教育環境は、教育活動と施設環境が密接に関係しているため、理想とする教育をするためには学校施設の機能をどうしていくべきか、ということについてはしっかりした検討が必要。
- 保護者にとっても、新しい施設や設備が備わっている学校施設を作れば、魅力になるのではないか。
- 明確に区切るのではなく、学校も地域も、何でもできる柔軟な空間があるといい。
- ハコとしての学校施設について、老朽化や児童生徒数減少が背景にあって、柔軟性や拡張性、可変性を持たせつつ、改築・長寿命化する、ということを前提に、整備指針を作っていく。
- 地域利用施設のセキュリティの確保をどのようにしていくか、管理を誰が担うか、ということが課題。

(3) 学校運営費と整備費

【方向性】

- 全ての学校施設を整備するには多額の費用がかかり、財政負担も膨大になるため、全ての学校にプールや給食調理場等、「あると望ましい」機能をフルスペックで保有することは現実的ではないことから、複数校での人的・物的資源の共有や、デジタル化や民間活用による施設管理・運営の効率化等、市全体の教育環境を底上げすることを前提とした学校配置の考え方や施設整備のあり方について、基本計画及び整備指針策定時に検討します。
- 新しい学校づくりの実現に向け、市全体の財政計画を踏まえた事業計画を関係所管と連携して検討するとともに、「新しい学校づくり基金」を造成し、民間資金の活用等の財源確保に取り組みます。

【関連項目】

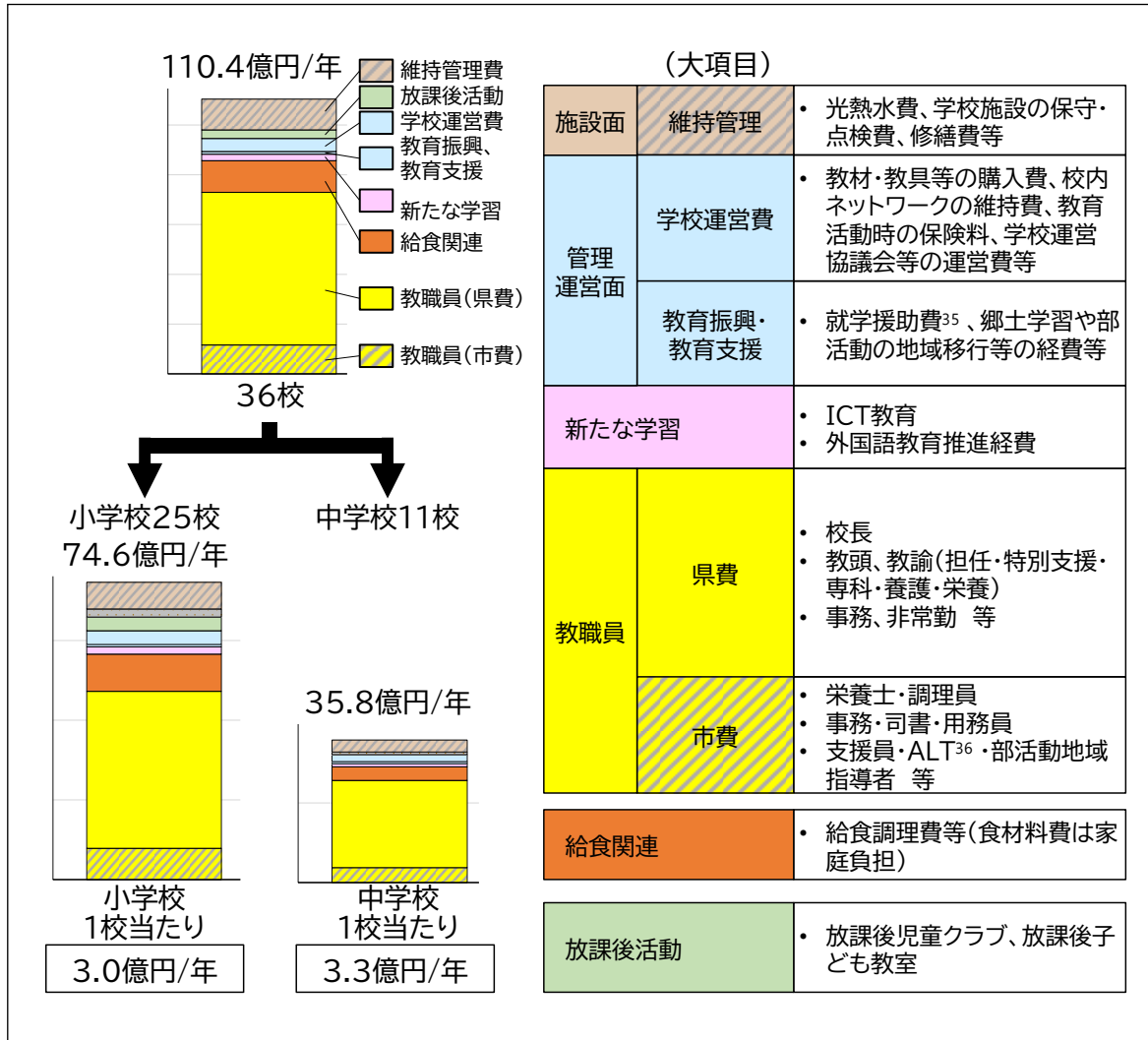
- インクルーシブ教育
- 地域資源を生かした学び
- デジタルを活用した学び
- 地域の防災機能
- 地域利用施設の複合化
- 教職員の配置と働く環境
- 学校施設の整備と管理
- 学びの規模
- 学校配置の方策

● 本市の現状

- 学校運営には、教職員の人件費や施設の維持管理費に加え、教育活動や ICT 教育、給食や放課後児童クラブ(学童保育)などの様々な経費が、小学校1校あたり年3.0億円、中学校1校あたり年 3.3 億円程度かかっています。
- 学校施設整備には、大きく分けて改築(建替え)と長寿命化改修(躯体³⁴を除く設備・内装等の全面改修)があり、改築には小学校1校あたり約32.4億円、中学校で約36.9億円、長寿命化改修には小学校1校あたり約15.2億円、中学校約17.4億円かかることが見込まれています。
- 民間活用については、学校施設管理の包括委託のほか、民間スイミングスクールを活用した水泳授業を一部の学校で試行的に実施しています。

³⁴ 建築物全体を構造的に支える骨組み部分のこと。

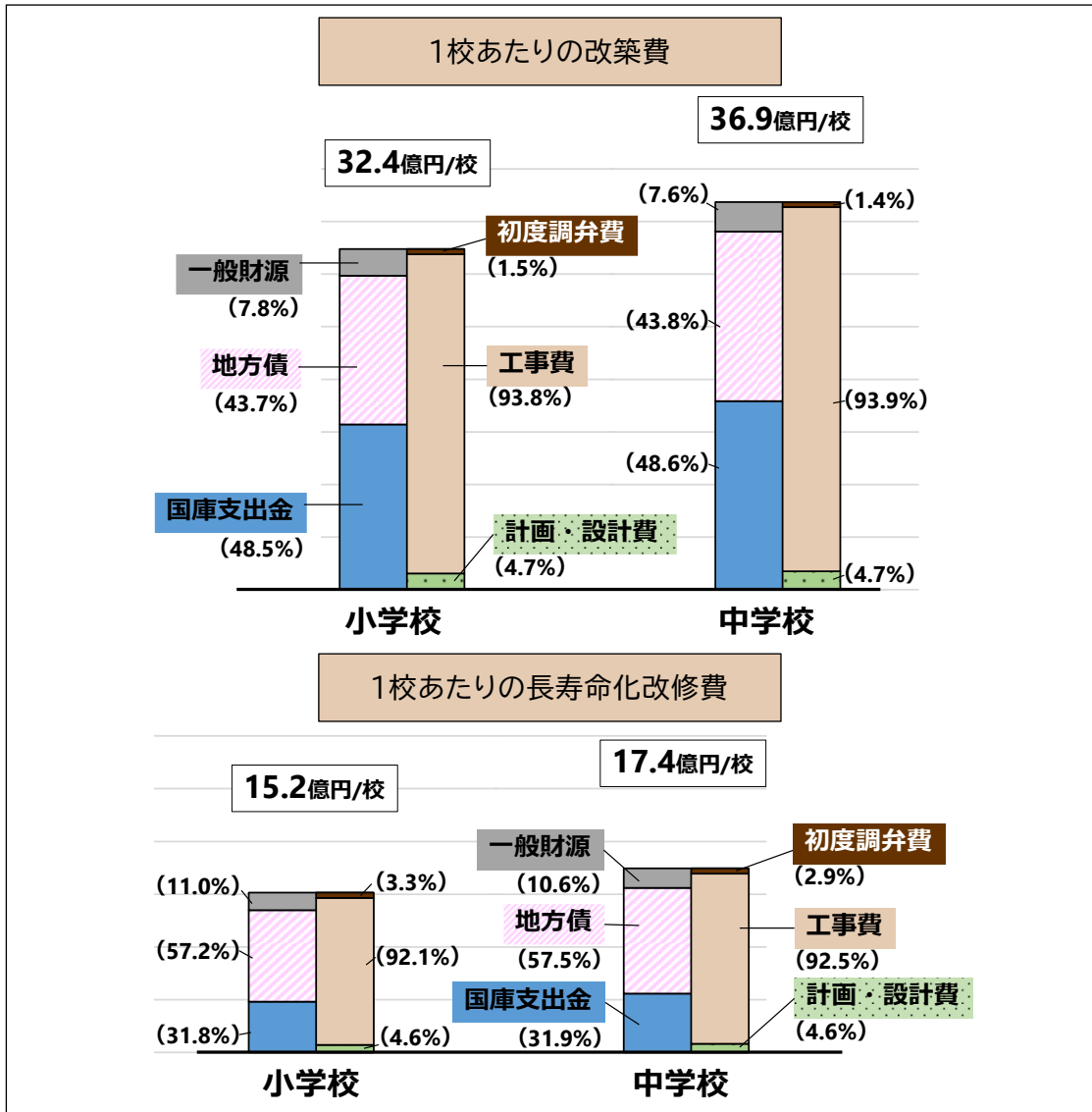
<小・中学校の管理運営経費の状況>



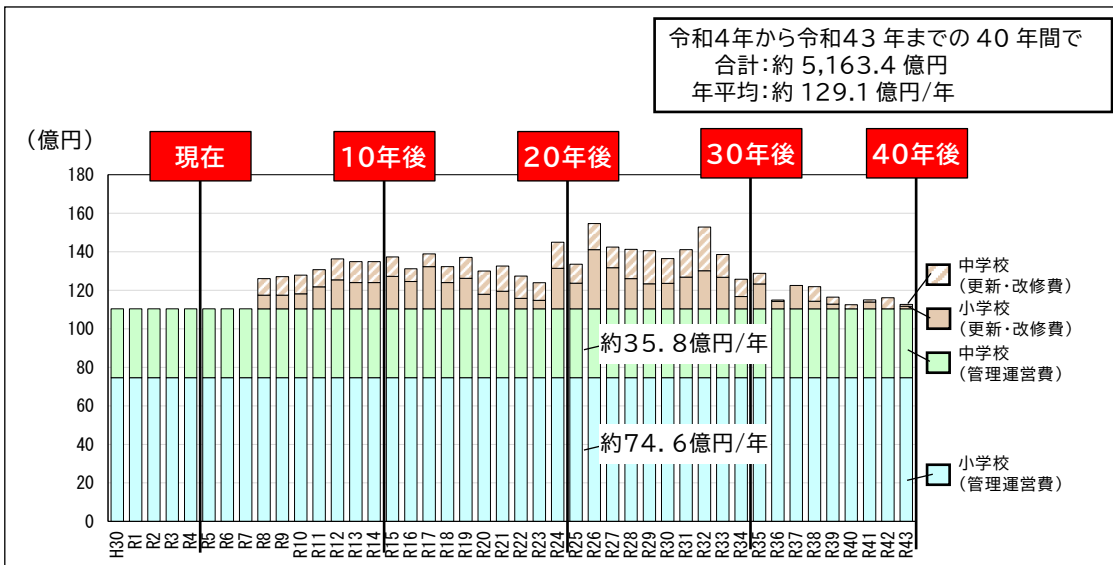
³⁵ 学校生活に必要な学用品費などを援助するもの

³⁶ Assistant Language Teacher の略。本市では、外国の言語や文化の理解を促進するため、英語を母国語・母語とする教師を小中学校及び幼稚園に派遣し、授業等の補助を行っている。

<小・中学校の改築・改修に係る費用(整備コスト)>



<現状の学校数を維持した場合に要する費用(イニシャル・ランニング³⁷)>



³⁷ イニシャルコスト:施設や設備を整備するために必要な建設経費の総称
ランニングコスト:施設や設備を運営していくために必要な運営経費の総称

● 「アンケート」での意見(自由意見より抜粋)

- コスト面や子供の人口推移からも、統合以外での建替えは現実的ではない。
- 学校現場での負担をもっと減らして、教職員にとって働きやすい学校になってほしい。
- 設備の見直しはコストがかかるためソフト面で今の時代にあったフレキシブルで自由な学校にしてほしい。
- きめ細かな指導ができるようにするために、教職員の増員が必須。また、施設や環境整備に係る予算を確保すべき。

● 検討委員会での主な意見

- ある1つの学校を良くするのではなく、市内全体の教育環境を良くするためにどうするか。小田原市全体の教育環境の底上げも考える必要がある。
- 教育環境のマネジメントを考えるにあたっては、適正規模・適正配置は外してはいけない視点。
- 全ての学校をフルスペックで残していくのは限界がある。複数校で物的・人的資源を共有し、ICT 等も活用しながら魅力ある教育活動を展開し、教育の質を上げていくことも考えられる。
- 市営プールや民間を活用して、プールは設置せず、その分新たな施設整備に費用を投下したほうがよいのではないか。
- 今後かかる整備費と市の予算計画とのかい離を、どのように現実の計画に落とし込んでいくか。財政面での方針を立てないと、具体の事業が進んでいかないのではないか。
- 財源対策として、目的基金をつくり、ふるさと納税による寄附を受け入れる仕組みも必要ではないか。

4 学校配置の考え方

- 新しい学校づくりを推進するにあたり、児童生徒数の減少と学校施設の老朽化は、早急に解決が求められる大きな課題です。
- 本市は、地域特性が多様であるがゆえに人口動態³⁸も地域によって大きく異なります。今後、全市的に児童生徒数の減少が進展することが予測される中で、学校施設整備に要する財政負担を考慮すると、今ある学校全てをこれまでと同じフルスペックで維持・更新していくことは非常に難しいと考えます。
- 課題解決のためには、学校再編も含めた様々な方策が想定されることから、学校関係者や地域住民等の多様な主体との合意形成を丁寧に行いながら、10年後の「新しい学校」を実現していく道筋を示していく必要があります。
- そこで、前提となる学校配置の考え方として、学びの規模としての1学級あたりの人数や1学年あたりの学級数についての考え方に加え、小中一貫校(義務教育学校)の導入のような全市的な学校制度の見直しや学校再編、連動する学区の見直しや学校選択制の導入等について検討していく必要があります。

(1) 学びの規模

【方向性】

- 検討委員会での議論やアンケートの結果を勘案すると、1学年あたりの学級数は、小学校は2～3学級、中学校は3～4学級が望ましいと考えますが、学びの規模は教職員の配置基準や地域の状況や特性、市全体の学校教育のあり方等も考慮する必要があることから、基本計画策定時に検討します。
- 国の基準を考慮しなければ、先生の目が届きやすくなり、個に応じた学びの充実につながるという視点から、1学級あたりの人数は小学校では25～30人、中学校では30～35人程度が望ましいと考えますが、実現には、教職員の加配が必要となり、人件費の予算を確保する必要があります。

【関連項目】

- 教職員の配置と働く環境
- 学校施設の整備と管理
- 学校配置の方策

● 本市の現状

- 児童生徒数は減少傾向が続いており、地域ごとに差はあるものの、市全体として小規模化の進展が懸念されます。
- 1学級あたりの人数は、小学校は35人(国は令和7年度までに、本市は令和6年度までに全学年移行)、中学校は40人が国の基準となっており、教職員もこの基準に基づいて配置されています。
- 令和4年度(2022年度)を基準に行った児童生徒数・学級数推計によると、児童生徒数は今後10年で約21%、20年で約25%減少する見通しです。
- 20年後の学級数推計では、小学校25校中12学級以上が13校、6学級以下が12校となる見通しで、小規模化がさらに進展します。中学校も、6学級以下が11校中5校となる見通しで、小規模化が進む予測となっています。

³⁸ 出生・死亡・結婚・離婚・移転などにより、ある一定の期間における人口の変動のこと。

<児童数・学級数(小学校 令和5年度)>

単位 上段:人
下段:学級

地域名	学校名	R5		地域名	学校名	R5		地域名	学校名	R5	
		通常学級	特別支援学級			通常学級	特別支援学級			通常学級	特別支援学級
中央	三の丸小	607	38	富水・桜井	富水小	465	47	川東北部	千代小	511	29
		18	7			17	9			17	5
	新玉小	130	11		桜井小	418	37		下曾我小	142	15
		6	2			13	7			6	3
	足柄小	408	29		東富水小	375	28		曾我小	72	5
		13	4			12	4			6	2
	芦子小	466	36	報徳小	320	9	豊川小	574	24		
		16	6		12	2		18	6		
	大窪小	156	6	川東南部	下府中小	286	22	片浦	片浦小	78	4
		7	3			12	4			6	2
	早川小	125	12		国府津小	460	19	橘	前羽小	117	7
		6	2			16	3			6	2
山王小	171	12	酒匂小		297	21	下中小	244	24		
	6	2			12	4		11	5		
久野小	236	9	矢作小	497	31						
	9	3		17	5						
町田小	239	24	富士見小	422	35						
	11	4		13	6						

凡例

7~11学級

6学級以下

<生徒数・学級数(中学校 令和5年度)>

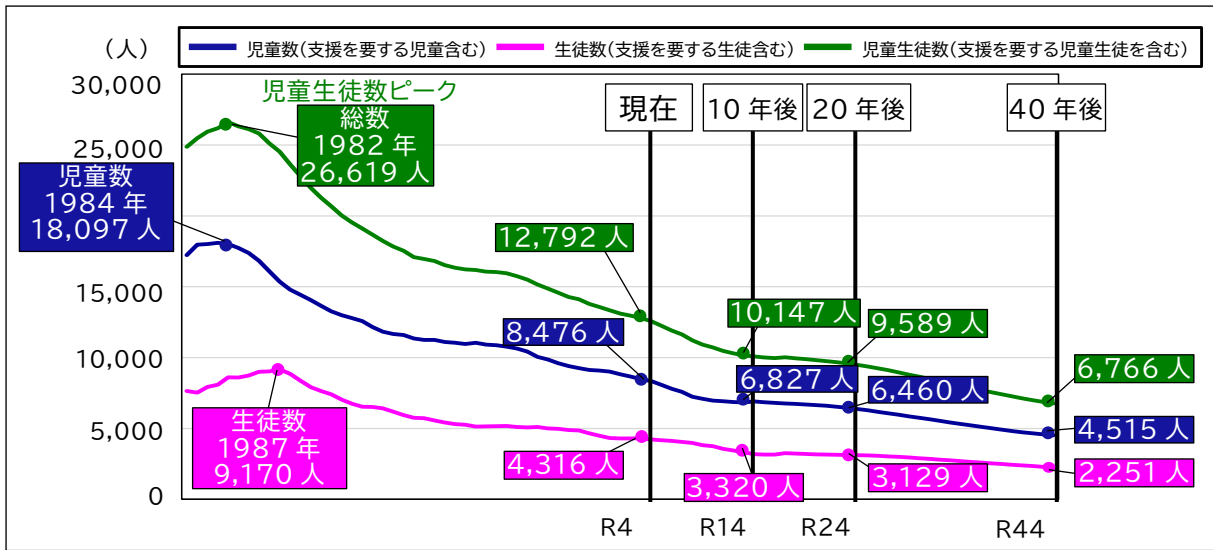
単位 上段:人
下段:学級

地域名	学校名	R5		地域名	学校名	R5		地域名	学校名	R5	
		通常学級	特別支援学級			通常学級	特別支援学級			通常学級	特別支援学級
中央	城山中	311	9	富水・桜井	泉中	474	32	川東北部	千代中	508	22
		10	2			13	6			14	5
	白鷗中	275	11		城北中	390	15	橘	橘中	204	19
		9	2			12	5			6	3
	白山中	521	18	川東南部	鴨宮中	548	25				
		14	5			15	4				
城南中	142	7	国府津中		248	9					
	6	2			9	3					
			酒匂中	414	19						
				11	4						

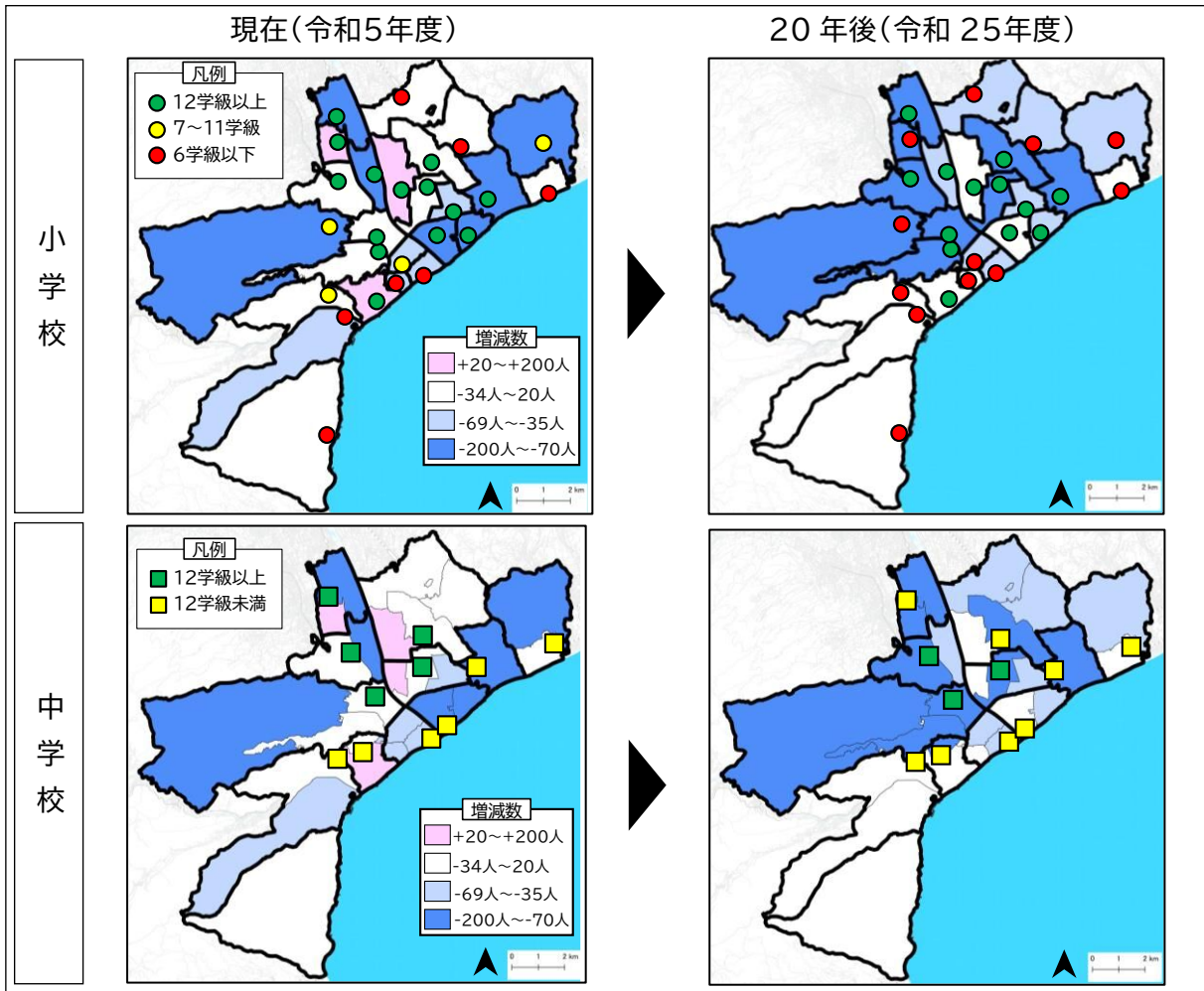
凡例

12学級未満

<児童生徒数の推移と将来推計>



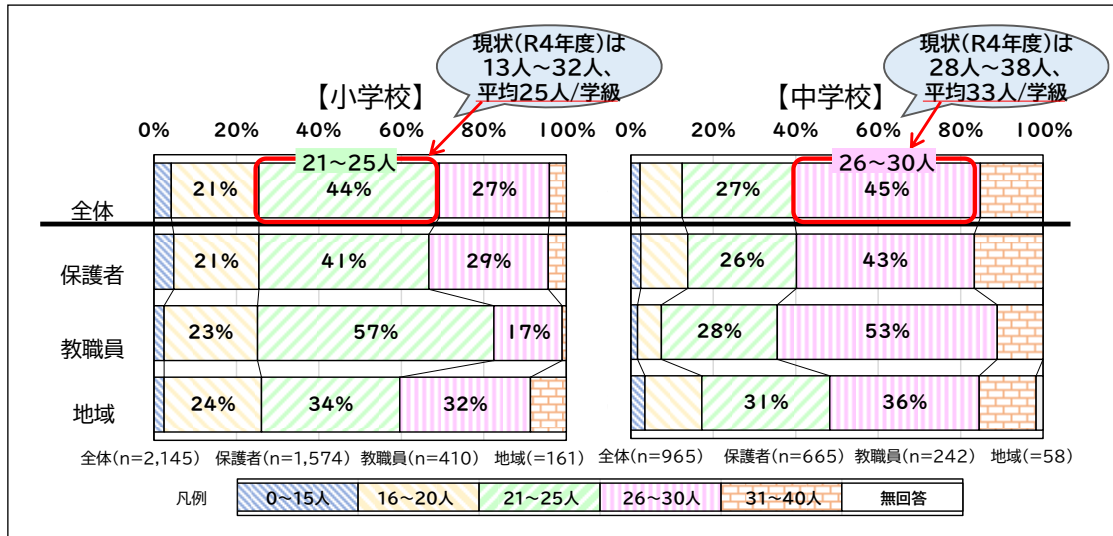
<学級数※の現状と将来推計>



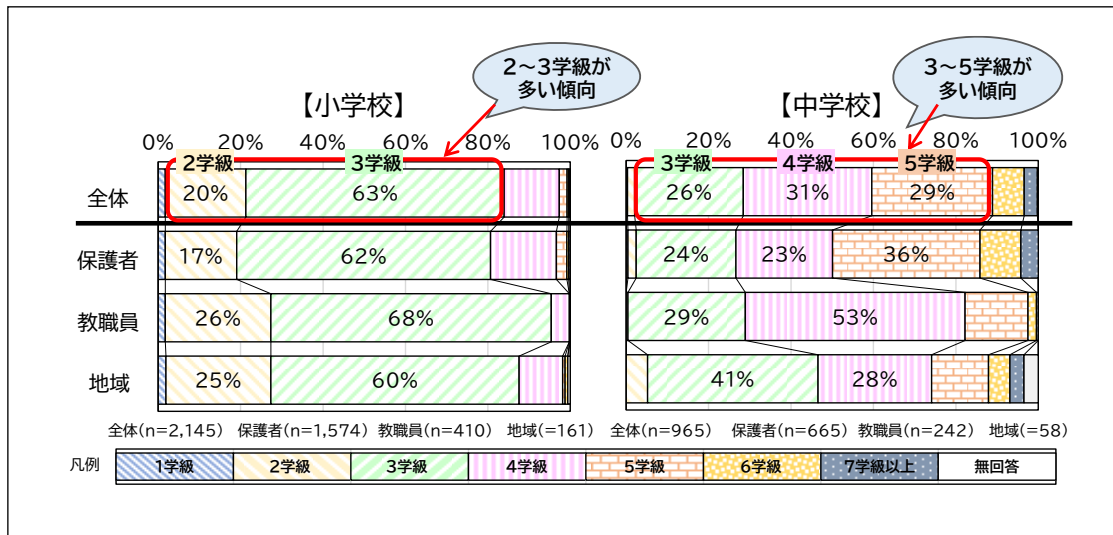
※特別支援学級を除いた通常学級

● 「アンケート」での意見

<1学級あたりの望ましい人数>



<1学年あたりの望ましい学級数>



(自由意見より抜粋)

- ・ 同じメンバーで6年間固定すると、苦手な子がいた場合に辛いそうです。
- ・ 学級数でなく、学級あたりの人数が重要だと思います。
- ・ 単級だからこそその魅力もあるが、学級内での役割が子供自身の中で固定しがちなことは課題だと思います。
- ・ 学年の人数がそこそこいて、学習する集団は少人数が理想です。
- ・ どの学校も人手不足が深刻という話を聞く。採用を増やすことが無理なら、学校の統合を考えるべきではないか。大規模校がいいとばかりは言えないが、「クラス替えができる程度の人数」が適正なのではないか。

● 検討委員会での主な意見

- 人数が少ないと、多様な教育活動がしづらくなる反面、一人ひとりに教職員の目が届き、個に応じた学びに深く迫りやすい。
- 学年1クラスの場合、いじめが起きたときに逃げ場がない。
- 小規模校化してしまうと、教職員一人ひとりが担う校務が増えて、生徒に関わる時間が減ってしまう。
- 横のつながりや規模以上に大事なものは、学年を越えての縦の関係や、校外でのカリキュラム、民間との連携などの縦、横、斜めのコミュニケーションではないか。
- 教職員の負担の面からも、教育上、生活上からも、ある程度の規模は必要。
- 一定の子供・教職員の数が教育を左右するので、子供・教職員の数が維持できる学校を整備していくのか、複合化してでも小規模な学校を残すのか、を丁寧に考える必要がある。

(2) 学校配置の方策

【方向性】

- 学校制度の見直しとしては、小中一貫校(義務教育学校³⁹)、小規模特認校⁴⁰、分校の活用、広域連携(組合立学校⁴¹)の導入等が挙げられますが、地域特性も考慮しながら、基本計画策定時に導入可能性について検討します。
- 小中一貫校(義務教育学校)については、今後導入していくのか、導入する場合に市内全域に導入するのか、あるいは学校や地域の実情に応じて個別に導入するのか、などの本市の方向性を早急に整理します。
- 小規模特認校については、既に導入している片浦小学校の成果と課題を検証し、今後の方向性を早急に整理します。
- 学校選択制⁴²は、「地域の子供は、地域の学校で育てる」という考えと合致しなくなる懸念や、導入により各校で格差が出すぎるのは避けるべきという考えもあることから、学区の見直しも含めた地域単位の配置計画を具体的に整理していく中で、検討します。

【関連項目】

- インクルーシブ教育
- 学校運営への参画
- 地域の防災機能
- 地域利用施設の複合化
- 教職員の配置と働く環境

● 本市の現状

- 中学校区を単位とした学校支援地域本部⁴³の展開や、中学校区単位で目指す子供の姿を共有し、学習指導や生活指導の共通理解を図っていますが、制度として小中一貫教育は導入されていません。
- 現在、1つの小学校から2つの中学校に分かれる学校が複数あり、情報共有が煩雑になる等の課題があります。
- 本市では、希望する部活動が指定された中学校にない場合、その部活動がある学校に指定変更することができます。
- 片浦地域は、人口減少を背景に、平成 22 年(2010 年)3月に片浦中学校が閉校し、城山中学校と統合しました。片浦小学校については、地域の要望等を踏まえ、平成 24 年(2012 年)4月に小規模特認校へ移行し、市内全域から児童を受け入れています。

³⁹ P43 参照

⁴⁰ P43 参照

⁴¹ P43 参照

⁴² 市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができ、この保護者の意見を踏まえて、就学校を指定する制度+詳細は P43 参照

⁴³ 地域全体で学校活動を支援するため、学校と地域の連携を図るための仕組みや体制

<小中学校区への対応表>

地域	中学校名	小学校名			
中央・片浦	城山中学校	三の丸	新玉(一部)	芦子(一部)	片浦
	白鷗中学校	新玉(一部)	山王	町田	
	白山中学校	足柄	芦子(一部)	久野	
	城南中学校	大窪	早川		
富水・桜井	泉中学校	富水	東富水		
	城北中学校	桜井	報徳		
川東南部	鴨宮中学校	下府中	矢作	豊川(一部)	
	国府津中学校	国府津			
	酒匂中学校	酒匂	富士見		
川東北部	千代中学校	千代	下曾我	曾我	豊川(一部)
橘	橘中学校	前羽	下中		

<学校配置の方策>

小中一貫教育	義務教育学校	一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で教育を行う。
	小中一貫型小・中学校	組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態
学校選択制	自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
	ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
	隣接区域選択制	隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
	特認校制	特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもので、小規模特認校制度などがある。
	特定地域選択制	特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの
分校の活用	本校から分離して設けられる学校で、複式学級となる場合に選択できるもの	
組合立学校	複数の市町村による一部事務組合 ⁴⁴ が設置する学校	

⁴⁴ 地方自治法第284条第2項の規定による、都道府県、市町村、特別区等が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体制度

<片浦小学校の現状>

- 児童数の減少と片浦中学校の閉校に伴い、平成 24 年(2012 年)4月から小規模特認校制度に移行。外国語教育の充実や金管バンド活動等、特色ある教育活動を展開している。

(強み)

- 一人ひとりに目が行き届きやすい。
- 学年を越えた交流が多い。



(課題)

- 「学力向上」を強くアピールすると、教職員の負担が大きくなる。
- コロナの影響等もあり、地域と学校とのつながりが薄くなりつつある。

● 検討委員会での主な意見

- 小中一貫校や義務教育学校の長所は、6歳から15歳まで切れ目のない教育ができること、小中間の交流があること、小1ギャップや中1プロブレムのような急な不登校が起こりにくくなることなどが挙げられる。
- 学習進度にバラつきが出ることは望ましくないので、市内全域で小中一貫校や義務教育学校を導入する方向で進めていく必要があるのではないか。
- 子供にどういう教育を提供したいのか、ということが大切であり、小中一貫もその考え方の一つ。
- 地域を愛する子供を育てたいのに、学校選択制によって地域から出てしまったら育てられなくなる。選択できることが地域の弊害となることもある。
- 学校選択制を導入すると、ギリギリまで児童生徒数が定まらず、結果として教職員の配置人数も決まらないため、人事の問題も大きくなる。
- 学区の端に住んでいる子供が、別の近い学校を選べるなど、事情に配慮して選択できるということは必要である。
- 学校をどう配置するのかという計画と、学区の見直しをセットで行った上で、必要に応じて部分的に学校選択制を導入する、という手順が現実的ではないか。
- 児童生徒数の減少に伴い、小規模特認校にしてほしいという要望は今後必ず出てくる。それまでに小規模特認校の成果と課題を整理して、今後のあり方や存否について検討する必要がある。

5 実現に向けたプロセス

- 学校の将来に係る議論は、地域をどうしていくかという議論につながっていきます。それゆえ、基本計画で検討していく地域単位の学校施設の配置計画は、行政と地域が一体となって、新しい学校のビジョンや目指す姿を共有するとともに、各地域の実情やニーズを十分に把握したうえで、多様な主体による合意形成が求められます。
- 子供たちを含めた多様な視点から地域総ぐるみの議論を行う前提として、誰が何を決めるのかを明確にするとともに、行政は丁寧な説明と分かりやすい情報発信を行い、地域ごとの「新しい学校」づくりを進めます。

(1) 多様な主体との合意形成

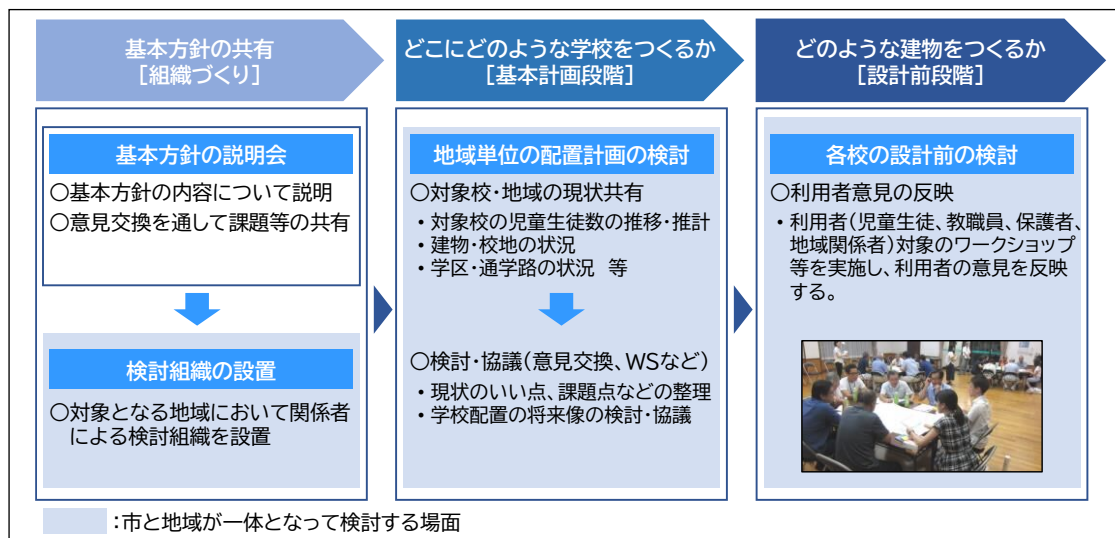
【方向性】

- 望ましい合意形成プロセスと具体的な手法等は、次の視点を大切に、基本計画策定時に検討します。
 - 1) 学校の将来像とともに、地域の将来像も考えるプロセスとします。
 - 2) 合意形成プロセスの手法(説明会、ワークショップ⁴⁵等)や参加者(保護者、教職員、子供たち等)は、多様性を担保できるようにします。
 - 3) 誰が何を決めるのか、を明確にしたうえで議論を進めていきます。
 - 4) 丁寧な説明と分かりやすい情報発信を行います。
- 基本計画でまとめる地域単位の配置計画については、検討段階から地域への意見聴取やワークショップを取り入れる方向で検討します。

● 課題

- 地域ごとの検討に入る段階になると、多様な関係者と合意をとりながら進めていくプロジェクトとなるため、現時点で想定される合意形成プロセスのイメージを整理する必要があります。
- 検討組織を設置する際には専門の知識を持った有識者だけでなく、実際に施設を利用する関係者を構成員にする必要があります。
- 基本計画で整理した案は、教職員や保護者、地域住民に加えて児童生徒も参画するワークショップを行うなどして内容の深化を図り、検討組織としての方向性をまとめる必要があります。

<地域ごとの合意形成プロセス(想定)>



⁴⁵ 一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者が主体的に議論や作業を行う場のこと。

● 検討委員会での意見

- 合意形成は、学校としての将来像と並行して地域をどうしていくのか、という議論の場になる。
- 学校再編は地域との合意形成なくしては成立しない。
- 再編ありきでは地域が混乱するが、施設は老朽化して子供の数は減っていくので、これを解決するために、地域に配慮しながら検討していく必要がある。
- 意見を聞くだけでなく、建設的な考えを聞いていくことが重要で、お互いの情報を共有しながら新しいことを生み出すための合意形成が必要になる。
- 検討組織のメンバー選びが重要である。
- 小中学生に限定したワークショップを行うなど、子供たちに意見を聞く場があると良い。
- 素案を提示して、検討組織側に、ある程度選択権を与え、意見を聞きながら練り上げる、というプロセスが良いのではないか。
- 個別の新しい学校が完成するまでの全てが合意形成で、今後いろいろなステージで合意形成が必要となる。ステージごとに、時間をかけて行う方が良い。

(2) 庁内の検討体制

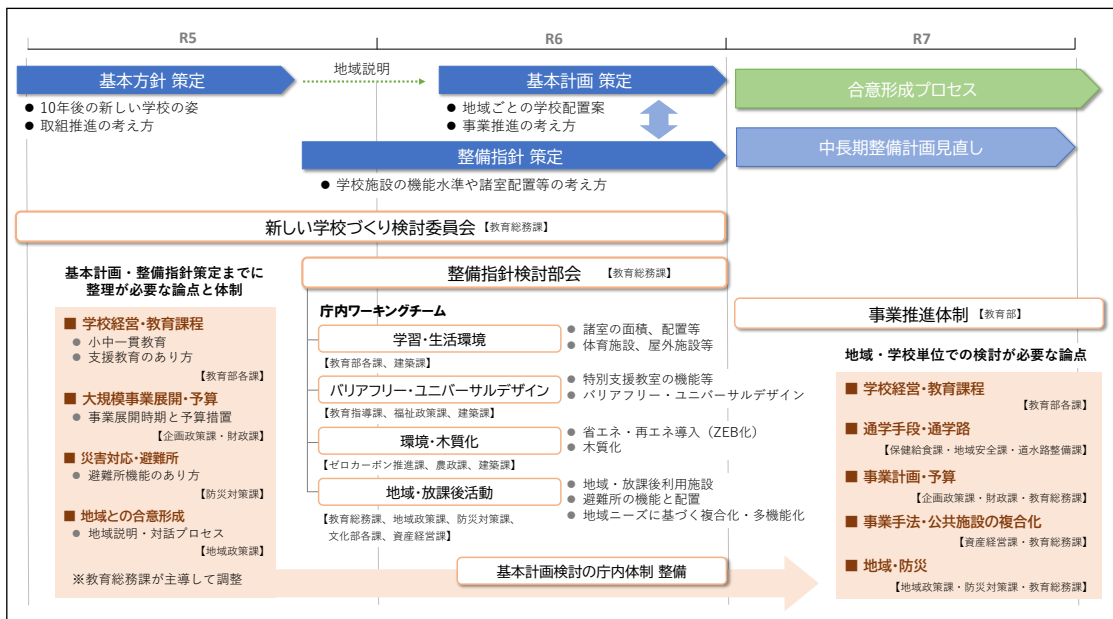
【方向性】

- 地域調整、防災、事業・財政計画、都市計画など、今後の事業推進にあたっては、教育委員会単体では調整がしきれないことから、全庁的な連携・検討体制をとる必要があります。
- 基本計画で検討・整理が必要な個別の論点について、順次関係する所管との検討を進めます。
- 整備指針の策定にあたっては、複数のテーマを設定し、庁内関係課で構成されるワーキングチームを設置し、詳細検討を行います。

● 課題

- 新しい学校づくりを推進するためには、庁内の検討体制の構築も非常に重要です。本事業は学校教育や学校施設に関すること以外にも、他の公共施設との調整や都市計画、公共施設再編、財政面など、関係する部署との調整が必要なため、庁内横断的な体制で取り組む必要があります。

< 庁内の検討体制(検討事項) >



● 検討委員会での主な意見

- これから、地域へ説明等に入る場合、教育委員会以外の所管に関する質問が出た時に、すぐに答えられないと話が進まなくなる。関係する部署に早い段階から関わってもらい、「オール小田原市役所」の体制で臨む必要がある。
- 今後事業を進めるにあたり、全体を管理・監督するのはどの所管なのか、また関係する所管それぞれの役割と責任を決めないと、議論が空中戦になってしまい、何も決まらなくなる。
- 市にもいろいろな担当がいると思うが、関係する部署だけではなく、自身の子供の年齢に応じて抽出した職員を集めて話し合いをすると、バランスの取れた意見が出るのではないかと。

第6章 今後の検討に向けて

- 基本方針は、新しい学校づくりを進めていくための羅針盤として、「10年後の新しい学校のイメージ」を示すとともに、今後具体的な検討に入るにあたり、前提条件として全市的な整理が必要な事項、地域ごとの検討や合意形成にあたって留意すべき事項等を示しました。
- 基本方針をもとに、地域の学校配置の将来像(どこにどのような学校をつくるか)をまとめる「基本計画」と学校施設(ハード)整備の基準(どのような建物をつくるか)をまとめる「整備指針」を策定していきます。

1 「新しい学校づくり推進基本計画」とは

- 基本計画は、学校配置の将来像として、地域単位の配置計画や他の施設との複合化の考え方等をまとめるものですが、その将来像を描くにあたり、まずは次に示した事項について、全市的な前提条件を整理した上で、地域ごとの検討に入ります。

【全市的な整理が必要な事項】

- 支援教育の充実に向けた方策(一部拠点化や通級指導教室の拡大等)
 - 小中学校に災害時の避難所機能をどこまで持たせるのか
 - 小中一貫校(義務教育学校)導入などの方向性
 - 小規模特認校の今後の方向性
 - 望ましい合意形成プロセスと具体的な手法等
- 「地域」は、中学校区単位を基本としますが、地域特性によっては複数の中学校区や都市計画マスタープラン⁴⁶における地域別構成の地域区分の方が検討しやすい場合もあるため、検討単位とする「地域」についても、前提条件と並行して定めていきます。
 - 「地域単位の配置計画」は、学校再編や通学区域の見直し、学校選択制なども含めて、総合的に検討していきます。
 - 地域ごとの検討は、地域が有する地域資源や地域課題、他の公共施設の配置状況などが異なることから、整理された前提条件を踏まえ、地域の実情に応じた配置計画をまとめていく必要があります。
 - 合意形成プロセスは、多様な関係者と、情報共有や議論を尽くした上で進めていく必要があることから、地域ごとの検討体制づくりの段階から、関係者との意見交換を丁寧に行っていきます。



小田原市公共施設再編基本計画策定時の「まちづくりワークショップ(平成30年度)」より

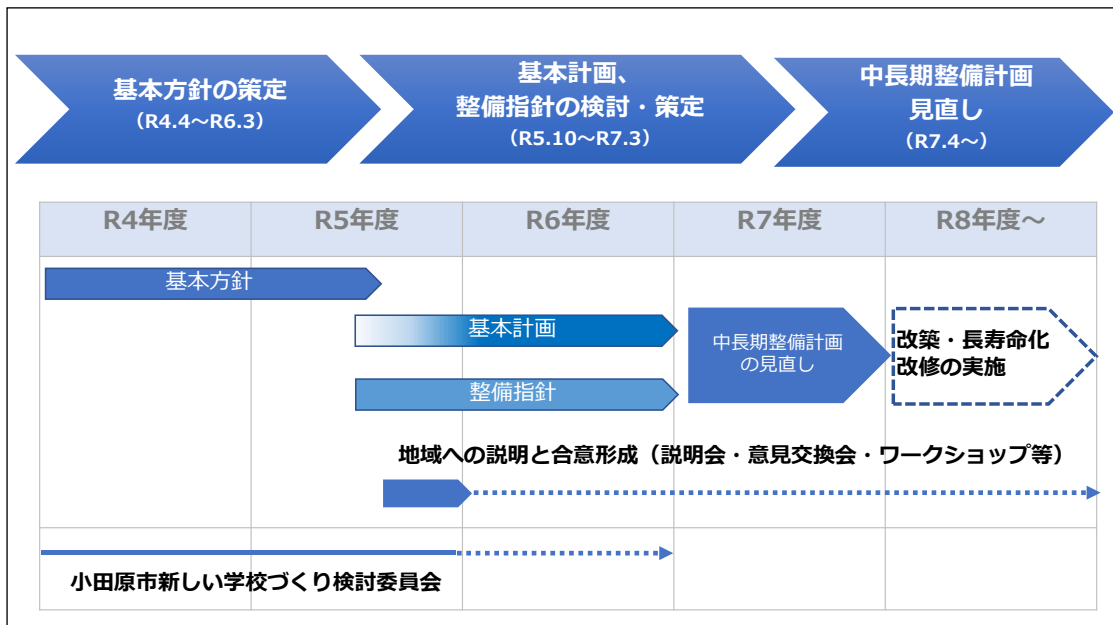
⁴⁶ 長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現にむけての大きな道筋を明らかにするもの

2 「新しい学校づくり施設整備指針」とは

- 整備指針は、基本方針で整理した「10年後の新しい学校」を実際に整備する際の基準や水準としてまとめるものです。
- 具体的には、施設・設備の機能水準や諸室の種類や数、面積、仕様等の基準、整備手法等を定めるもので、今後、改築・長寿命化改修時は整備指針をもとに整備を進めていくことになります。
- 施設整備は、利用者である児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の意見を聞き、それらを丁寧に反映させていくことが重要となります。そのため、整備指針の中で、個々の施設整備の前段における利用者の意見聴取の手法(ワークショップ等)や意見反映のプロセスについても整理します。

3 今後のスケジュール

- 基本方針を策定した後、保護者、教職員や地域住民等を対象とした説明会を行い、広く意見を聞き、基本計画及び整備指針の検討に反映させていきます。
- 基本計画及び整備指針は、令和6年度(2024年度)の策定・公表を目指し、引き続き検討委員会の中で検討します。
- 整備指針の検討は、検討委員会の中に部会を設置し、その中で基本的な考え方を整理します。具体的な内容については、庁内関係課で構成する検討組織(ワーキングチーム等)を中心に検討・整理していきます。



小田原市新しい学校づくり検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第2条の規定に基づき設置された小田原市新しい学校づくり検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新しい学校づくりの推進に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民組織の役員
- (3) 児童及び生徒の保護者等を代表する者
- (4) 市立小学校及び市立中学校の校長
- (5) 公募市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

小田原市新しい学校づくり検討委員会 委員名簿

◎:委員長 ○:副委員長

選出区分	氏 名	備 考
学識経験者	○内山 絵美子	小田原短期大学保育学科 専任講師
学識経験者	遠 藤 新	工学院大学建築学部 教授
学識経験者	齊 藤 修一	(一財)八三財団 代表理事
学識経験者	◎柳 澤 要	千葉大学大学院工学研究院 教授
住民組織の役員	木 村 秀 昭	小田原市自治会総連合 理事
児童及び生徒の保護者 等を代表する者	渡 邊 庸 子	小田原市PTA連絡協議会 女性幹事
市立小学校の校長	菴 原 晃	小田原市立千代小学校 校長 (令和4年4月～令和5年3月)
	浜 口 勝 己	小田原市立国府津小学校 校長 (令和5年4月～)
市立中学校の校長	稲 毛 真 弓	小田原市立酒匂中学校 校長 (令和4年4月～令和5年3月)
	村 上 晃 一	小田原市立白山中学校 校長 (令和5年4月～)
公募市民	木 村 元 彦	
公募市民	山 本 加 世	

※委員は区分別五十音順、敬称略。

小田原市新しい学校づくり推進基本方針の策定に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市新しい学校づくり推進基本方針の策定
政策等の案の公表の日	令和5年10月13日(金)
意見提出期間	令和5年10月13日(金)から令和5年11月13日(月)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ、教育総務課窓口)

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	67件(50人)
インターネット	25人
ファクシミリ	0人
郵送	8人
直接持参	17人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

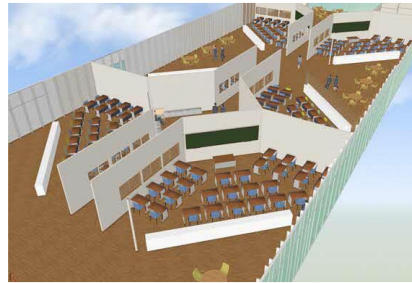
パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、反映したもの	3
B	意見の趣旨が、既に反映されているもの	4
C	今後の検討のために参考とするもの	53
D	その他(質問など)	7



新しい図書館のイメージ



新しい教室のイメージ

神奈川県立小田原城北工業高等学校による
「新しい学校づくりに関する共同研究」発表資料より

議案第 37 号

小田原市新しい学校づくり検討委員会規則の一部を改正する規則について
小田原市新しい学校づくり検討委員会規則の一部を改正する規則について、議決を求
める。

令和 5 年 12 月 20 日提出

小田原市教育委員会
教育長 柳 下 正 祐

小田原市新しい学校づくり検討委員会規則の一部を改正する規則

小田原市新しい学校づくり検討委員会規則（令和3年小田原市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条中「委員」の次に「及び臨時委員」を加え、同条を第9条とする。

第6条中「委員会」の次に「又は部会」を加え、同条を第8条とする。

第5条第2項中「、委員」の次に「及び議事に関係のある臨時委員」を加え、同条第3項中「出席委員」を「委員及び議事に関係のある臨時委員で出席したもの」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（部会）

第7条 委員会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（臨時委員）

第4条 臨時委員は、委員会の調査審議事項に関係のある者のうちから必要に応じて教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 臨時委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市新しい学校づくり検討委員会規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市新しい学校づくり検討委員会における臨時委員の委嘱等及び部会の設置に関し必要な事項を定めるため改正する。

[内 容]

1 臨時委員の委嘱等（第4条関係）

教育委員会は、新しい学校づくり検討委員会の調査審議事項に関係のある者のうちから必要に応じて臨時委員を委嘱し、又は任命することができることとし、その任期は、当該調査審議が終了したときまでとすることとする。

2 部会の設置（第7条関係）

新しい学校づくり検討委員会に部会を設置することができることとし、部会の運営について必要な事項を定めることとする。

[適 用]

公布の日

小田原市新しい学校づくり検討委員会規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市新しい学校づくり検討委員会規則（令和3年小田原市教育委員会規則第11号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p><u>（臨時委員）</u></p> <p>第4条 <u>臨時委員は、委員会の調査審議事項に関係のある者のうちから必要に応じて教育委員会が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p>2 <u>臨時委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（委員長及び副委員長）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p style="text-align: center;">（会議）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 委員会は、<u>委員及び議事に関係のある臨時委員</u>の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、<u>委員及び議事に関係のある臨時委員で出席したもの</u>の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p><u>（部会）</u></p> <p>第7条 <u>委員会に部会を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。</u></p> <p>3 <u>部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。</u></p> <p>4 <u>部会長は、部会の事務を掌理し、部会にお</u></p>	<p style="text-align: center;">（委員長及び副委員長）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p style="text-align: center;">（会議）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、<u>出席委員</u>の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>

ける調査審議の経過及び結果を委員会に報告
しなければならない。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠け
たときは、部会に属する委員又は臨時委員の
うちから部会長があらかじめ指名する者が、
その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用す
る。

(関係者の出席)

第8条 委員会又は部会において必要があると
認めるときは、その会議に、議事に関係のあ
る者の出席を求め、その意見又は説明を聴く
ことができる。

(秘密の保持)

第9条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た
秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用
してはならない。その職を退いた後も、また
同様とする。

(庶務)

第10条 (略)

(委任)

第11条 (略)

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めると
きは、その会議に、議事に関係のある者の出
席を求め、その意見又は説明を聴くことがで
きる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏ら
し、又は自己の利益のために使用してはなら
ない。その職を退いた後も、また同様とす
る。

(庶務)

第8条 (略)

(委任)

第9条 (略)

議案第 38 号

小田原市新しい学校づくり検討委員会委員の委嘱について
小田原市新しい学校づくり検討委員会委員の委嘱について、議決を求める。

令和 5 年 12 月 20 日提出

小田原市教育委員会
教育長 柳 下 正 祐

小田原市新しい学校づくり検討委員会委員の委嘱について

【臨時委員】

任 期 委嘱の日から委員会の調査審議事項の調査審議が終了した日まで

選出区分	氏 名	備 考
学識経験者	竹 内 昌 義	東北芸術工科大学デザイン工学部 教授

※敬称略。

小田原市新しい学校づくり検討委員会 委員名簿

任 期 令和4年(2022年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日

選出区分	氏 名	備 考
学識経験者	内 山 絵美子	小田原短期大学保育学科 専任講師
学識経験者	遠 藤 新	工学院大学建築学部 教授
学識経験者	齊 藤 修 一	(一財)八三財団 代表理事
学識経験者	柳 澤 要	千葉大学大学院工学研究院 教授
住民組織の役員	木 村 秀 昭	小田原市自治会総連合 会長
児童及び生徒の保護者等を代表する者	渡 邊 庸 子	小田原市PTA連絡協議会 幹事
市立小学校の校長	浜 口 勝 己	小田原市立国府津小学校 校長
市立中学校の校長	村 上 晃 一	小田原市立白山中学校 校長
公募市民	木 村 元 彦	
公募市民	山 本 加 世	

【臨時委員】

任 期 委嘱の日から委員会の調査審議事項の調査審議が終了した日まで

選出区分	氏 名	備 考
学識経験者	竹 内 昌 義	東北芸術工科大学デザイン工学部 教授

※敬称略。

報告第 5 号

事務の臨時代理の報告小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例) について
小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 5 年 1 2 月 2 0 日提出

小田原市教育委員会
教育長 柳 下 正 祐

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(小田原市政策監の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 小田原市政策監の設置等に関する条例（令和2年小田原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国家公務員の給与制度に準じて、本市の常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を引き上げるため改正する。

[内 容]

市長、副市長、教育長及び病院事業管理者並びに政策監に係る期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。（改正条例第1条～第4条関係）

区 分	現 行	令和5年度	令和6年度以降
6 月 期	100分の157.5		100分の162.5
12月期	100分の157.5	100分の167.5	100分の162.5

[適 用]

- 1 令和5年度の支給に係る期末手当の支給割合の引上げ
公布の日
- 2 令和6年度以降の支給に係る期末手当の支給割合の改定
令和6年4月1日

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

○小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第4号）（抄）（改正条例第1条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条の3 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて小田原市職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条の3 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて小田原市職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>

○小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（抄）（改正条例第2条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条の3 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じ</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条の3 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じ</p>

<p>て得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて小田原市職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>て得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて小田原市職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>
--	--

○小田原市政策監の設置等に関する条例（令和2年小田原市条例第27号）（抄）（改正条例第3条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>

○小田原市政策監の設置等に関する条例（抄）（改正条例第4条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）におい</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）におい</p>

てその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。

てその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。

小田原市高等学校等奨学金の支給について

1 改正の目的

本市では、市内在住の高等学校等に通学する生徒を対象とした奨学金制度を運用しているが、奨学金を必要とする方に適切に支給できるよう、奨学金の受給資格に関する規定を見直すため、小田原市高等学校等奨学金支給規則の一部を改正する。

2 改正する規則

小田原市高等学校等奨学金支給規則

3 改正の内容

奨学金の受給資格に関する規定のうち、学業に関する要件について、学業成績を重視する規定から、学習意欲を重視する規定に改め、向上心のある生徒が躊躇なく申請できるようにする。

改正後	改正前
学習意欲があり、今後の学力の向上が期待できること。	品行方正であり、かつ、学業成績が優良であること。

4 今後の予定

令和6年1月 : パブリックコメント実施（1月15日から2月13日まで）

3月 : 改正

4月 : 施行（4月1日）